HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	モスクワ国家のカザン支配 : モスクワ国家によるカザン統合の初期段階
Author(s)	栗生沢, 猛夫
Citation	北海道大學文學部紀要, 41(2), 79-139
Issue Date	1992-10-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33600
Type	bulletin (article)
File Information	41(2)_PR79-139.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

モスクワ国家のカザン支配

――モスクワ国家によるカザン統合の初期段階[1]――

栗生沢　猛　夫

序

一五五二年のモスクワ国家によるカザン・ハン国（一四三八―一五五二）の併合は[2]、ロシアが初めて東スラヴ人以外の異民族国家を抱え込んだという意味で画期的出来事であった。確かにモスクワ国家は、すでにフィン系諸種族や、部分的には遊牧民、イスラム教徒などを含む多民族国家となっていたが[3]、新たに、強い民族的まとまりをもち（支配民族であるカザン・タタールの場合である）、政治・経済・社会・宗教・文化的に高度に発達した一大国家（それ自体が多民族国家であった）を取り込んだことで、それまでとは明瞭に異なる性格を帯びることになった。カザン・ハン国の併合は、その後のモスクワ、またロシア国家にとって、おそらく以下の如き重大な意味をもつこととなった。

第一に、カザン併合はモスクワ国家が真の意味での多民族国家へと転換する切っ掛けとなった。モスクワはカザン併合後間もなくしてアストラハンを征服（一五五六）[4]、次いでストローガノフ家に特許状を与えてエルマークにシベリア遠征を敢行させ、シベリア・ハン国を併合（一五九八）、さらに一六三七年にはロシア人の一隊がオホーツク海に到

達し、やがて全シベリアがモスクワ国家の支配下に入ることとなった。[5] クリミア・ハン国の併合やコーカサス、中央アジアへの進出は一八世紀末以降のことになるが、こうしたロシア国家の拡大のすべては、[6] 東方への門とでも言うべきカザンの地の併合に端を発したと言いうるのである。

第二に、モスクワ国家はカザン併合と同時に初めてイスラム教を奉ずる多数の住民を臣民とするに至った。[7] ロシア正教会とモスクワ政府は当然のことながら、住民の改宗とロシア化を推進せんとしたが、それは住民の抵抗もあって十分な効果をあげることはできなかった。このような状況下でモスクワ政府がこの地で実践して行く対異教徒政策は、ある意味でその後の非国教徒に対する取り扱いをめぐる政策の原型となったと考えることができる。

第三に、モスクワ国家はこのとき初めて、独自の歴史・文化的伝統を誇る異民族の統治という別種の問題に直面することになった。一三世紀末以来、あるいは緩慢にあるいは急激に、だがいずれにせよ一貫して領土拡大の道を辿ってきたモスクワ国家は、[8] 新たな領土を獲得するたびに、そのモスクワ国家への統合を目的とする統治体制をしいてきたが、それはモスクワ国家に伝統的な地方行政制度(ナメスニク制 наместничество)[9] の適用という形をとっていた。だがカザン併合後の事態の推移は、この伝統的制度をもってしては新領土の効果的統合が望み得ぬことをモスクワ政府に認識させたように思われる。モスクワ政府は新たな方策の創出を求められた。折しもモスクワ国家は、中央集権体制の創設を目ざして内政改革を推進していた。カザン地方の統合過程は、イヴァン雷帝政府のこの改革と密接に関連していたように思われる。[10]

本稿はとくにこの第三の点を具体的に検討し、モスクワ政府のカザン支配とそのモスクワ国家への統合過程の初期段階における実態をたどり、モスクワ政府のカザン統治機構の特色をさぐろうとする試みである。

一　併合直後の支配体制

カザンは一五五二年一〇月二日(日)、一カ月余りの包囲の後にモスクワ軍の手に落ちた。籠城していた男子住民はほとんど全員殺害され、婦女子は捕虜とされた。[11] 百十余年の歴史を誇ったカザン・ハン国はここにその終焉を迎えた。モスクワ軍を自ら率いてきたイヴァン雷帝は、占領後カザン城内に入り、一〇月一一日までの九日間カザンに留まった。[12] この短い滞在期間中にイヴァンはただ勝利の美酒に酔いしれていたわけではない。彼とその側近はその間慎重にカザン支配について協議し、いくつかの重要な方策を講じていたと考えられる。たとえば『ニコン年代記』によれば、[13] ツァーリはすでにおそらく一〇月三日には、カザンの全地方(ウルス)に使者を派遣し、旧ハン国のヤサーク民に対し人身保護状 жалованные грамоты опасные を与えるとともに、即刻使節をツァーリの下に遣わすべきことを命じている。さらに彼は、モスクワ国家に支払うべきヤサークが旧ハン国時代と同額になることを住民に保証した。これに対し旧ハン国領民も早速モスクワの支配を受けいれる旨態度表明をしている。一早く使節を派遣してツァーリに恭順の意を表明したのはアールスク地方 Арская сторона[14] の住民であった。彼らの代表はツァーリに温情を乞い、住民安堵のためにツァーリの使節の派遣を求めた。ツァーリは要請に応じ、小士族(スイン・ボヤールスキー)ミ(ニ)キータ・カザリノフとカザン人のカマイ・ムルザ(カザンの有力諸侯ウセインの子で、モスクワ軍のカザン攻囲の始まる前の八月二二日、七人のカザークと共に投降していた)[15] を派遣した。次いで「草原地方」Луговая сторона[16] のチェレミス人も使者を送って忠誠を誓った。ツァーリもこれを容れ、温情を示した。

さらに翌一〇月四日(火)、ツァーリは聖母受胎告知教会建立予定地を選び、自らの手でその地に十字架を立てる。

従軍長司祭のアンドレイら聖職者がその地を水で浄め、さらに十字架を手にしたツァーリを先頭に城壁沿いに行列して全市をも浄めた。イスラム教に代ってキリスト教(ロシア正教)がこの地でも信仰されるべきことを公然と示したのである。

一〇月六日、ツァーリは後事を託すべき人員を選抜、任命している。彼の名代としてカザンを統治するのは、貴族(ボヤーリン)A・Б・ゴルバーティ公で、彼が大ヴォエヴォーダである。(ヴォエヴォーダ воевода すなわち軍司令官ないし地方長官については後述する。)さらに彼を補佐するヴォエヴォーダとして、貴族B・C・セレーブレンヌィ公ら多数の者が任命される。彼らの配下には、ツァーリの主だった士族、多数の小士族(ジェーチ・ボヤールスキエ)、銃兵隊員、カザークらが残される。全部で何名が併合されたばかりのカザンの統治(行政)及び守備隊要員として任命されたかは、『ニコン年代記』からは明らかでない。[17]

一〇月一〇日には、すでに三日にツァーリがアールスク地方に派遣していた使節団(M・カザリノフら)が多数のアールスク住民を伴って帰還する。アールスク住民はツァーリにヤサークを差し出し、ツァーリの温情を嘆願する。ツァーリはこれを受けいれ、大ヴォエヴォーダ・ゴルバーティ公にアールスク住民をして忠誠を誓わしめ、さらに公に彼らからのヤサーク徴収業務、アールスク地方の行政全般を委ねる。同日草原地方のヤキ及び他の多くの地域からも住民が到来し、同地方の全住民を代表してツァーリに忠誠を誓い、ツァーリの保護を求めた。ツァーリもこれを容れ、大ヴォエヴォーダに彼らをもアールスク地方住民と同様に統治するよう命じる。

以上の如き指示を行った上で、ツァーリは翌一一日従兄弟B・A・スタリツキー公や全貴族とともにモスクワへ帰還する旨を明らかにする。彼はまず聖母受胎告知教会脇で祈祷式を行い、大ヴォエヴォーダ・ゴルバーティ公とその

同僚たちに「ツァーリ自身の訓令に従って」万事を執り行うよう命じたあと、ヴォルガ河岸に出て一泊し、翌一二日乗船、対岸のスヴィヤシクに達する。スヴィヤシクでも一泊したツァーリは翌一三日に再びヴォルガ川を上り、ニジニ・ノヴゴロドを経て結局一〇月二九日モスクワに帰着することになる(カザンから撤退したヴォエヴォーダ、М・И・ヴォロティンスキー公麾下の軍の主力は陸路モスクワへ向かった)が、[18] スヴィヤシクを出立する前に彼はその地の大ヴォエヴォーダ、貴族П・И・シューイスキー公に対し重大な指令を発している。すなわちスヴィヤシクの大ヴォエヴォーダは、「山岳地方」горная сторона[19] の住民を統治してヤサークを徴収すべきこと、万事につき住民を保護し、当地方の住民に関わる訴訟はスヴィヤシクにて行うこと、草原地方及びアールスク地方の訴訟についてはカザンで行うこと、山岳地方とカザン側住民双方に関わる件については双方のヴォエヴォーダ同士で協議の上決定すべきことを命じたのである。

占領後のカザン統治機構について年代記が十分に伝えているわけではない。だが九日にわたる滞在期間中にイヴァン雷帝は、その後の統治・行政方式の大枠を定めたものと考えることができる。少くともツァーリ自身はそう考えたと推測できる。短期間の滞在でこの地方を離れることが可能だと彼は判断しているからである。[20] ツァーリの定めた大枠は以下のようにまとめることができよう。

第一に、旧カザン・ハン国はカザン及びスヴィヤシクを中心とする二つの管轄区 уезд(郡)に分割される。そのうちスヴィヤシクを中心とする山岳地方は、すでにモスクワが前年のおそらくは五〜六月に、ヴォルガをはさんでカザンの対岸約二〇露里(約二一キロメートル)のところにスヴィヤシク城砦を建設したとき以来、そして正式には同じ一五五一年の八月一六日にモスクワがその走狗シャフ・アリを三たびカザン・ハンとして送りこんだとき以来、モスクワ

国家領に組みこまれていたが、[21]今回カザン奪取後、この既成事実を確認し、別個の行政区としたのである。その際二つの行政区にまたがる訴訟事件が、双方のヴォエヴォーダの協議によって裁定されるというツァーリの指示から推察される如く、両市の大ヴォエヴォーダ同士は互いに対等の立場に立っていたと考えられる。

第二に、両市には大ヴォエヴォーダと複数名のヴォエヴォーダが配置される。『ニコン年代記』や『皇帝の書』には、カザン市の大ヴォエヴォーダとしてA・Б・ゴルバーティ公の名が挙げられているが、他に数名いるはずのヴォエヴォーダのなかからとくにB・C・セレーブレンヌィ公の名が記されているところから、彼を副ないし次席ヴォエヴォーダと理解することができるだろう。[22]ソヴェトの歴史家H・П・エルモラーエフは、前者を軍事担当、後者を民事担当と解しているが、[23]その裏付けはない。ところで以上二名以外に何名のヴォエヴォーダがカザンに任命されたかは、実は別の史料から知ることができる。『一四七五―一五九八年の補任書』разрядная книга 1475-1598гг. の七〇六一年(一五五二年)一〇月二日の箇所に、ゴルバーティ、セレーブレンヌィ両公と並んで、侍従官(オコリニーチー)А・Д・プレシチェーエフ、財務官И・Ф・П・ゴロヴィン、侍従官И・Я・チェボトフの名が記されているからである。[24]従ってイヴァン雷帝はカザンを去るにあたって五人のヴォエヴォーダ(と一人の書記(ディヤク)И・ベゾーノフ)を向う一年の予定で(〈годовати〉ないし〈на год〉)残していったのである。この六人がいわばカザン支配の司令部を構成する。スヴィヤシクに関して言えば、一五五二年一〇月にはヴォエヴォーダの任命もすでに二度目のこととなっていた。最初は七〇五九年(一五五一年)のことで、上記『補任書』によれば、ツァーリはおそらく同年の夏か秋に、貴族C・И・ミクリンスキー公を筆頭とする九名のヴォエヴォーダを任命していた。[25]明らかにカザンに対する攻撃を意図してのことである。一五五二年一〇月の時点ではスヴィヤシクのヴォエヴォーダは五名に減っている。[26]それはカザンがついにモスクワ国家の手中に

帰し、モスクワ国家の東方最前線基地としてのスヴィヤシクの意味が減少したと考えられたからであろう。この判断は間もなく誤りであることが明らかとなり、翌一五五三年には再び増員されて七名となるが、[27]それについては後述する。一五五二年一〇月に雷帝がモスクワへの帰路立ち寄った際にスヴィヤシクでヴォエヴォーダとして勤務していたのは、既述の如く五名であったが、それは貴族П・И・シューイスキー公、貴族С・К・ザボロツキー公、Д・М・ジジェムスキー公、Б・И・サルティコフ、Г・П・ゴロフであった。彼らが任命されたのは一五五二年四月のことであった。[28]

ところですでに記したとおり、従来モスクワ国家の地方行政に責任をもったのはナメスニクと呼ばれるツァーリの代官であった。ナメスニクは一般的に言えば、大公ないし分領公の代りに当該地方の行政全般に責任をもつ役人であったが、行政コストとナメスニク本人の得る報酬が全面的に地方住民の負担になる、いわゆる扶持制度 кормление を基盤としていた点にその制度としての特徴があった。従って中央からの統制がほとんどなかった時代にはナメスニクの専横は目に余り、彼らが一～三年の任期を終える頃には傾むいていた家産を建て直し、さらに一財産築くというのも稀ではなかった。これは言うまでもなく地方住民に多大の災禍をもたらした。しかしモスクワ国家の中央集権化が進む一五世紀末から一六世紀中葉にかけて、彼らに対する中央からの統制も強化され、さらに特別の警察機構（グバー制度）の創設、大公直属の都市行政官 городовые приказчики の任命、地方「自治」制度に基づく地方長老 земские старосты の選出等々によってその権限の多くが奪われ、ついに一五五五―一五五六年の地方改革によりナメスニク制及びその経済的基盤である扶持（コルムレーニェ）制度は一応廃止され、ロシア中央部では地方長老やグバー長老が、辺境ではヴォエヴォーダが地方行政の前面に立つことになったのである。[29]カザン併合はまさにこの地方行政制度の変革期に行われた。確かに雷

帝がカザンやスヴィヤシクに任じたヴォエヴォーダらは、史料においては時にナメスニクとも呼ばれている。[30] だがこのナメスニクは、従来の、統治の実効のあがらない、そして制度としての廃止が予定にのぼっているナメスニクではなく、文字通りツァーリの代官としてのナメスニクを指していると理解すべきであろう。一七世紀に全土に拡大することになるヴォエヴォーダ制が、外ならぬカザンの地から始まったとするエルモラーエフの見解は俄かには首肯しがたいが、[31] ナメスニク制にとって代る制度としてのヴォエヴォーダ制の最初の出現がほぼ一六世紀中葉であったことは確かである。さらにまた当初は軍事的色彩が圧倒的に強かったカザンのヴォエヴォーダ(その限りではこの語を軍司令官と訳すことも可能である)体制が、その後何度もみられた反乱を鎮圧した後は漸次軍事的性格を弱め、やがて他の地域に先がけてより完成されたヴォエヴォーダ(地方長官)制に変質していったことをも忘れてはならない。

第三に、スヴィヤシク、カザンにおいて任命されたヴォエヴォーダらは万事につき、「ツァーリ自身の訓令に従って」統治するよう命令をうけている。これはヴォエヴォーダによるカザン支配が、中央からの直接的コントロールの下で行われなければならないことを示している。この点は、併合後間もなくモスクワにカザン局(Казанский дворец ないしЧетверть казанского дворца または Казанская изба などと呼ばれた)が創設され、中央が直接カザン行政にあたるようになったことからも裏付けられる。このカザン局は世紀末にはカザン庁 Приказ казанского дворца へと改組され、モスクワ国家の重要な中央官庁の一つとなる。[32] もっとも上の「訓令」は今日に伝わっていないので、どのような内容のものであったかは不明である。一部の研究者の如く、これをツァーリがカザン大主教グーリーを介して当時のカザン・ヴォエヴォーダであったП・И・シューイスキー公にあてた一五五五年の訓令と同様のものであったとすることは必ずしも当を得ない。[33] 後述するように、ツァーリ出立後の三年間に大きな状況の変化があったからである。ただしツァーリ

が、おそらく一〇月三日にアールスク地方へ住民安堵のために派遣した使節のなかに、あらかじめモスクワ側に投降していたカマイ・ムルザが加わっていたことは、ツァーリ政府の対カザン統治策の原則の一端をうかがわせるものと考えることができるかもしれない。モスクワは明らかに、併合されたばかりの僻遠の地(カザンはモスクワから八五〇キロメートルも離れていた)の住民の反感と不満を静めるために、つまり強力な異民族統治のために、当該民族のエリート層を利用する政策を積極的に採用していたと考えられるのである。おそらく「訓令」の一部にそのような内容の指示が含まれていたと考えられる。

二　叛乱(一五五二―一五五七年の「カザン戦争」)
――その原因ないし動機及び性格――

イヴァン雷帝がカザンを去って二カ月経つかたたないうちに、カザン地方では以後五年近くも続くことになる反モスクワ叛乱が勃発する。雷帝は、ヴォルガ中流域の草原地方において叛乱が起こり、山岳地方の住民もこれに加わったことを伝える知らせを一二月二〇日に受けとった。彼は直ちにスヴィヤシクの大ヴォエヴォーダ・シューイスキー公らに急使を送り、蜂起した山岳地方民の討伐を命じた。スヴィヤシクを発したБ・И・サルティコフ麾下の部隊は叛乱の鎮圧に成功し、合計七四人を絞首刑に処し、彼らの財産を奪って、密告者らに分配した。蜂起のイニシァティブをとったのが草原地方の住民であったにもかかわらず、ツァーリが何故山岳地方民のみを鎮圧対象にしたのかについて『ニコン年代記』は何も説明していない。だがここでこの点について立入ることは避け、ヴォルガ中流域住民の

長期にわたった頑強な抵抗の背後にひそむ動機ないし彼らを叛乱に追いやった原因、また叛乱の性格について概観することにする。もっとも叛乱に関する史料はほとんど年代記に限定されており、しかもその記述は必ずしも詳細ではないので、以上の点について十分に明らかにすることは容易ではない。たとえばいくつかの段階に分かれて行われた叛乱の諸指導者がある特定の社会層ないし民族に属していたのかどうか、あるいはまたどのような人びとが叛乱に参加していたのか、の問題は極めて重要であるが、それに答えるのも著しく困難である。以下には史料が許す範囲で以上の点について論じることにする。

叛乱においてまず注目されることは、それが多くの場合草原地方に端を発しているという事実である。『ニコン年代記』等の記述によれば、叛乱の中心は主にタタール人の住むアールスク地方ではなく、チェレミス人などの居住地である草原地方であり、タタール人以上にチェレミス人がその主力をなしているようにみえる。[34] 確かに叛乱の過程でモスクワ軍は、多くのタタール人を捕え、処刑し、アールスク地方の治安の維持にとくに努めているようにもみえるが、[35] これはこの地方が旧ハン国の主要部であったという特別の事情によるもので、必ずしも叛乱自体の中心であったからではない。アールスク地方こそが中心であったとするエルモラーエフの主張[36]は、少くとも年代記の記述から判断するならば、一方的なもののようにみえる。彼のこのような主張の背景には、叛乱の本質を旧ハン国支配層による反モスクワ闘争とみる立場がある。つまり彼は叛乱がタタール人中心のものとみているのである。ただし彼は、庶民層あるいは旧ハン国の被支配層は、タタール人も含めて叛乱に積極的には参加しなかったとも考えている。[37]

被支配層の問題はともかくとして、本稿の筆者も叛乱におけるタタール人支配層の役割を必ずしも否定するものではない。しかしながら草原地方住民の活躍を伝える年代記の記述や、他のいくつかの事実は、叛乱が単なる旧タター

ル人支配層の支配権回復あるいは旧ハン国復興の闘争という見方を斥けているようにみえる。たとえば、モスクワ軍による最後のカザン攻撃が始まる前に、すでに山岳地方はもとより、アールスク地方のタタール人貴族の相当数がモスクワ側に投降あるいは勤務していたことが知られている。[38] さらにカザン陥落時には、防衛戦に加わったタタール人のほとんど全員が殺害され、モスクワ軍の刃を逃れえたタタール人有力者はほとんどいなかったとも伝えられている。要するに叛徒側には、たとえばハン家につながる有力なタタール人指導者が欠如していたのである。叛乱を率いたのは通常地方の指導者であり、彼らは必ずしもタタール人ではなかった。[39]

では何故、草原地方のチェレミス人が叛乱のイニシァティブをとり、しかも最後まで抵抗を続けたのであろうか。もちろん草原地方にチェレミス人だけが住んでいたと考えるとしたなら、それは誤りである。そもそも当時のヴォルガ中流域の諸エスニック・グループ(タタール人、チュヴァシ人、モルドヴァ人、チェレミス＝マリ人、ヴォチャク＝ウドムルト人ら)が民族形成史上いかなる段階にあり、またどのような分布状況を示していたかは十分には明らかでない。彼らは古来一カ所に定住していたわけではなく、むしろ頻繁に移動していたし、恒常的なグループを形成していたわけでもなかった。ただ一般的には、モンゴル人のステップ地帯への侵入以後は、諸民族の北方への移住が強化されたと言うことはできる。またモルドヴァ人を別にすれば、フィン系のチェレミス人とヴォチャク人は、大よそカザン・ハン国の北部(チェレミス人の場合)及び北東部(ヴォチャク人の場合)に集まっていたと言うことができよう。タタール人もこれらの地方に進出し、その結果ある程度の混住状態も存在したと考えられるが、それでも草原地方の主要住民はチェレミス人であり続けたと思われる。[40]

重要なのは、チェレミス人が他の被支配諸民族と同様、かってカザン・タタール支配層の厳しい支配に服していた

ことである。従って草原地方を重要な拠点とする叛乱をカザン・ハン国復興のための反モスクワ叛乱と断ずることには明らかな無理がある。

筆者の見るところでは、チェレミス人らを叛乱に駆り立てた直接の原因は、ハン国併合後モスクワ政府によって課された重税とその容赦なき徴収にあった。併合直後ツァーリによって旧ハン国民に保証されたヤサーク額現状維持の政策[41]にもかかわらず、モスクワ政府による現実のヤサーク徴収が旧ハン国時代より厳格に組織化されたものであったことは十分に想像できるのである。[42]何故チェレミス人がこれにとくに強く反発し、また彼らの反抗が長引いたかについて十分な説明を与えることは困難である。ただそれが草原地方の特殊性とある程度関連していたのではないかという推測は成り立つ。すなわち森林におおわれ、交通の便も悪く、それゆえ商業路からも遠く離れたこの地方は、いわば旧ハン国時代から中央(この場合カザン)の支配が十分に行き届かない辺境の地であった。それゆえにこそモスクワのより強力な支配がこの地方にも及ぼうとしたとき、とくに強い反発を呼び起こしたと考えられるのである。

さて旧ハン国民はヤサークの支払いを拒み、ヤサーク徴収官を殺害してモスクワ支配に反抗した。[43]それは政治的な問題であると同時に経済的な問題でもあった。叛徒が経済的問題を重視していたことは疑いない。彼らがヴォルガ川でモスクワ(ロシア人)の船舶を攻撃し、勤務人(軍人)と並んで商人を襲い、カマ川で漁民らを殺戮したこと[44]はそのことを物語っている。さらに彼らがヴォルガやカマ川を中心とする交易・漁業権等の経済的既得権の喪失に、強い危機感を抱いていたであろうことも十分に推測できる。[45]だが彼らがそれに留まらず、ヤサーク徴収官を殺害したとなると、これは明らかにモスクワ国家に敵対する政治的行動ということになる。叛徒側にある種の政治的志向のあることをうかがわせる他の行動は、彼らがたとえばミョーシャ河畔等に拠点たるべき砦を建設したことである。[46]カザン奪取は至

難とおそらくは心得えていた叛徒は、新たに独自の政治的中心を建設し、叛乱の長期化さらには独自の政治組織の樹立をはかったと考えられるのである。従って叛乱には明らかに反モスクワ的分離主義的側面があった。ただそれが旧カザン・ハン国の復興を直ちに意味しないことに留意すべきであろう。結局のところ、叛乱はカザン・ハン国滅亡後、新たな支配者として登場したロシア人に対する諸民族(チェレミス人、タタール人ら)の自然発生的な異議申し立てであり、その過程で若干の政治的志向も垣間見られた、ということであろう。その意味では、タタール人庶民層の叛乱への積極的参加を否定すべき理由はない。彼らもまた新たな支配の下に苦しんだであろうからである。

さて叛乱の性格を以上のように捉えるとするならば、ここで論ぜられるべきは民族問題であるよりは、むしろ宗教問題であるようにもみえる。すなわち叛乱の背景にあったのはロシア人対タタール人といった民族的対立ではなく、ロシア正教とイスラム教の対立であった可能性が考えられるのである。本稿ではモスクワ(ロシア)国家の拡大に伴う正教とイスラム教の遭遇、対立といった問題を正面から取上げる余裕はないが、[47] 上の点に限定して一言しておく必要があると考える。

結論から言えば、おそらくこの叛乱においては宗教問題も大きな要因ではなかった。まず第一に、叛乱で大きな役割を果たしたチェレミス人は、当時まだ完全にイスラム化されておらず、多くはアニミストであった。[48] カザン・タタール人はもちろんムスリムであったし、カザン攻防戦に際してはロシア側、タタール側ともに、それぞれの宗旨を正面に出して戦いの正当化を図ったのであるが、[49] カザン陥落後は反モスクワ闘争におけるタタール人の役割は既述の如く絶対的なものではなくなった。第二に、カザン占領後モスクワ政府も直ちに旧ハン国民のキリスト教化を強行しようとしたわけではなかった。叛乱自体がモスクワにそのような政策を許さなかったとも言える。モスクワ政府が旧ハン

国民のキリスト教化(そしてある程度はロシア化)に積極的に取組んだのは、一五五五年二月のカザン大主教座設置の決定[50]とともにであった。だがこのとき荘厳な儀式の後、モスクワから任地に送り出された初代カザン大主教グーリー[51]にツァーリから与えられた「訓令」приговор и наказная память[52]を見ると、モスクワ政府が沿ヴォルガ諸民族のキリスト教化という点でいかに及び腰であったかが一目瞭然である。そこにはタタール人らを何としてでも改宗させるという意志はおろか、そもそもキリスト教宣布がカザン大主教座の重要な務めであると思わせるような記述がみられないのである。たとえば次のように記されている。「もしタタール人のなかに、強制によるのではなく自らの意志で洗礼を望む者がいる場合には、彼[大主教]はこの者たちに洗礼を授けるよう命ずべきである。[53]」さらに「彼ら[タタール人]とは柔和な態度で話し、穏やかに自ら身を低くして彼らと話し合いながら、彼らをキリスト教の法に導くべきであって、冷酷な態度で彼らと話すべきではない。[54]」

モスクワ政府のこのような姿勢は、もちろん当時カザンがおかれていた騒乱状態と直接に関連している。その意味でそれをモスクワ政府の一般的性格が表現されたものと言うことはできない。むしろ逆であって、ここでは一六世紀中葉がモスクワ国家にとって一種の宗教的覚醒の時期であったこと、正教会も政府当局も、異教徒のキリスト教化に史上初めて積極的になっていたことが想起されねばならない。[55] カザンとの関係で一例をあげれば、イヴァン雷帝の帰依をうけて、モスクワ政界に一時期絶大な影響力をふるったモスクワ・クレムリン内ブラゴヴェシチェンスキー寺院の長司祭シリヴェーストルは、一五五三年の初頭にカザンのヴォエヴォーダ・A・ボリソヴィチ公にあてた書簡のなかで、タタール人とチェレミス人の改宗は、場合によっては強制力を用いてでも行う必要があるほど重大な課題であると説いている。[56] 現にカザン陥落後、殺戮を免れた六〇人のタタール人有力者が、モスクワやノヴゴロドに移された

(モスクワ国家が新併合地の有力支配者層に対して行った伝統的強制移住策の一環とみることができる)後の一五五五年に、強制的に受洗させられており、それを拒んだ者は溺死させられている。[57]

上記グーリーへの「訓令」は明らかにこの一般的政策からの逸脱であった。モスクワ政府は併合後のカザン地方における困難な事態のなかで、積極的な布教政策を行うことができなかったのである。若干の研究者は、改宗者に租税軽減の特権が与えられたと主張しているが、初期の段階ではこれを一般化できるだけの十分な史料的根拠はない。[58]グーリーがカザン赴任後布教のための教育施設を創ったとする帝制期の学者E・A・モジャロフスキーの見解も今日では斥けられている。[59]もっとも積極的でなかったからといって、改宗者がいなかったわけではない。人数は不明であるが、少なからざる「新改宗者」новокрещены が出たことは、年代記等の記述からも明らかである。[60]彼らは叛徒との戦いにおいてのみならず、北西ロシア(リヴォニア)戦線においても、ロシア軍の一員として活躍した。[61]またカザン地方ではロシア人領主の封地や国有地(ヤサーク地)などで耕作に従事し、さらにはロシア人勤務人や農民とほぼ同様の権限を認められている。[62]モスクワ政府のキリスト教布教に関する慎重な政策は、少くともグーリーの歿する一五六三年まで続いた。カザンでは一五六〇年代の終わりになっても、大主教座や諸修道院に属する土地の耕作に従事していた農民のなかに、非ロシア人ムスリムがみられたほどであった。[63]

以上、叛乱の性格を考えるにあたって、民族的要因や宗教的要因を過度に強調すべきではないことを示した。叛乱はまず第一にヤサークのより厳格な徴収を基本とする収奪システムとヴォルガ、カマ川を中心とする経済既得権の喪失に対する自然発生的で、一部政治的意味を帯びた異議申し立てであったように思われる。

三　叛乱後のモスクワ国家による支配体制の構築――六〇年代末まで

叛乱は、最後まで抵抗を続けていた草原地方の百人長マミチ・ベルデイ(彼は二、〇〇〇人を率いていたと伝えられている)が、一五五六年三月、それまでほぼ一貫してモスクワに忠誠を示してきた山岳地方住民の詭計により捕えられ、「君主の下へ」連行されたことをもって急速に終焉にむかった。[64] 一五五六年四～六月には現地軍司令部やモスクワから派遣された「代官」などから、カザン及びスヴィヤシクから発した諸部隊が次々と叛乱軍の拠点を落とし、多数の叛徒を殺害、捕虜としたという報告がモスクワに相ついで入ってくる。叛徒の側の投降も伝えられる。[65] かくしてカザン併合後間もなく始まったヴォルガ中流域住民の叛乱は、本質的にはこのときをもって終わったと言ってよい。草原地方住民を中心とする散発的な蜂起は翌一五五七年春まで続き、政府軍もその対応に追われるが、それらは大事にいたるものではなかった。

叛乱鎮圧後モスクワ政府は改めて、旧カザン・ハン国領の統治機構の本格的構築の必要にせまられた。本章ではモスクワ政府のこの面での政策とその実施過程を以下の順で概観する。㈠軍事・防衛態勢の強化、㈡ヴォエヴォーダ制の導入、㈢植民と土地政策、㈣民族的・社会的諸グループに対する支配の実態。

㈠　軍事・防衛態勢の強化

モスクワ国家は叛乱鎮圧後その再発防止策を講ぜざるをえなくされた。最初に行ったことはヴォルガ中流域地方における軍事拠点の建設と整備であった。まずそれまで土塁と木材で防備を施されていたカザンのクレムリンが、一五

五六年からの工事で石造の堅固な要塞へと造りかえられた。プスコフから送りこまれたポスニク・ヤコヴレフ―バルマを指導者とする二〇〇名の熟練石工が、この年の春に大工事に着手したのである。[66] クレムリンは以前のものより南側に拡張され(城壁が二四〇メートルほど長くなった)、全長二・三キロメートルとなった。そのうち六〇〇メートル部分がこのとき石造となった。他は樫の丸太材で再建された。工事は一五六八年まで続けられたが、丸太材で造られた部分が石材ないし煉瓦で造りかえられたのは一六世紀末から一七世紀初頭にかけてのことであった。

イヴァン雷帝が一五五二年一〇月一一日に出立した後、カザンにどれだけの規模の守備隊が残されたかについては、既述の如く諸説あるが、叛乱が勃発し、長期化するにつれて、守備隊も絶えず増強されたと考えられる。ヴォエヴォーダ数で言えば、一五五二年には五名だったのが、翌年には八名、さらに七名(一五五四年)、七名(一五五五年)と続いている。[67] モスクワその他の諸都市からこの地方に派遣されてくる諸部隊もカザンを根拠地として行動するのが通例であった。一五六〇年代中葉におけるカザン守備隊の員数は九〇〇名を越える(うち銃兵は六〇〇名をやや下回った)程度であったが、[68] 叛乱中はより多くの守備隊(と鎮圧軍)を抱えていたことに間違いはない。カザンと並ぶ拠点都市スヴィヤシクにも、やはり六〇年代中葉に銃兵だけで約六〇〇名いたことが知られている。[69]

その他の拠点として挙げられるべきはチェボクサールィで、これはおそらく一五五五年に要塞化された。チェボクサールィは、ヴォルガとスラ川の合流点に一五二三年に築城されたヴァシリスルスク(ヴァシリゴロド)とスヴィヤシクとの中間点に位置し、モスクワ国家中央とスヴィヤシク、カザン間の連絡を確実にするだけでなく、山岳地方北西部の非ロシア人の動向を監視する役目をもっていた。チェボクサールィの建設とともに、それまで行政上カザンとスヴィヤシクの二郡に分けられていたヴォルガ中流域地方は、チェボクサールィ郡をも含めて三郡に区分されること

となった。さらにおそらくは一五五六年(遅くとも六〇年代初頭まで)に、旧ハン国の南西国境方面、スラ河畔にアラティル要塞が築かれる。この地方の治安維持に当たるだけでなく、南方ステップ地帯からの外敵の侵入に備えんとするものであった。次いで一五五七年ヴォルガ左岸のカマ河畔にライシェフ要塞が築かれる。[70]

こうしてモスクワ国家による旧カザン・ハン国領の軍事支配は着々と固められて行くが、例外は草原地方であった。既述の如く、この地方はカザン・ハン国にあっても辺境で、その後の反モスクワ叛乱においても執拗に抵抗を続けた。それゆえモスクワも、ハン国併合後二〇年余り経過して初めて、この地方にその拠点を建設しえたにすぎない(コクシャイスク―一五七三年、ツァレヴォコクシャイスク、ウルジュム及びツァレヴォサンチュールスクは一五八四年)。[71] モスクワは長い間この地方を十分にコントロールしようとしなかったし、また出来なかったのである。叛乱が最初にこの地方で勃発したとき、モスクワ軍がこの地方には入らず、もっぱら山岳地方で作戦行動に従事したのも、ある程度うなずける。また七〇年代初頭に再び、まさにこの地方から新たな叛乱が起きたのも理由(ゆえ)なしとしないのである。[72]

(二) ヴォエヴォーダ制の導入――初期の「勅令」及び「訓令」の検討――

既述の如く、モスクワ政府はカザンを攻略したそのときから統治機構の頂点に、旧来のナメスニクではなく大ヴォエヴォーダと複数のヴォエヴォーダを任命した。確かにこれらのヴォエヴォーダの性格は、少くとも初期段階においては、従来のいわゆる軍司令官 ратные воеводы ないし полковные воеводы とそれほど異らぬものであった。加うるに、カザンとほとんど同じ形式で、すなわちナメスニクなしでヴォエヴォーダだけが「一年任期を全うする」〈годовать〉[73]よう任命されるという形式で、しかもカザンより早く任命されているケースも知られているので、カザンやスヴィヤシ

クに初めて従来のナメスニクと全く異なる地方官としてのヴォエヴォーダが任命されたとすることには問題がある。[74] しかしながらこの地方の行政が、公式的にはナメスニクなしでもっぱらヴォエヴォーダだけで行われたこと、ヴォエヴォーダの数は時とともに減少の傾向を示し、また同時に軍事的性格を弱め、民事行政権をも現実に行使するようになって行ったこと等を考慮にいれるとき、この地方が、その後スムータ期を境にロシア全土に拡大するヴォエヴォーダ制の揺籃の地であったことは確かなことのように思われる。[75]

ところでモスクワ政府が、この地方にヴォエヴォーダ制の萌芽的形態を、言わば de facto に導入した後の一五五四年四月、ツァーリがこれに関連して発した「勅令」приказ が知られている。これは極めて短い文書であるが、モスクワ政府が新たに根づかせようとしていた制度が、当初いかなるものとして構想されていたのかを知る上で貴重である。『一四七五―一五九八年の補任書』の七〇六二(一五五四)年四月の項に次のような記述がある。すなわち、ツァーリはこのときカザンとスヴィヤシクにそれぞれ三度目及び四度目のヴォエヴォーダらを任命した後、以下の如き指示を書き留めるように命じた(приказал)という。「大ヴォエヴォーダたちはカザンとスヴィヤシクで一年の任期を全うしなければならない。これらのヴォエヴォーダは両市において門地争いをしてはならない(быть без мест)。位が低かろうと高かろうと、大ヴォエヴォーダらは君主が派遣したのである。スヴィヤシクのヴォエヴォーダはカザンのヴォエヴォーダに干渉してはならない(дела нет)。またカザンのヴォエヴォーダもスヴィヤシクのヴォエヴォーダに対し同様である。[76]」

この簡潔な指示ないし勅令のなかにいくつかの重要な点が含まれている。まず第一に、スヴィヤシクでは四度目、カザンでは三度目の、すなわち今回のヴォエヴォーダの任命で、初めて「大ヴォエヴォーダ」большой воевода という

語が出てくる。ヴォエヴォーダには「大」と通常（小）との二種類が存在していたことが分る。既述の如く『ニコン年代記』等の記述では、スヴィヤシク、カザン双方において最初から「大」ヴォエヴォーダが存在することになっている。だが官職については『補任書』が公式的記録になるので、少くとも最初は「大」ヴォエヴォーダという称号はなかったと考えるべきであろう。このようにして、多数のヴォエヴォーダが存在した際に発生しがちな内部対立を防止しようとしたのであろう。この点をより確実にするために、勅令はさらに門地争いを禁じている。門地争いというのは、軍事を中心とした勤務を義務づけられていたモスクワ諸公・貴族が、個々の役職に任ぜられるに際して自己の家門の名誉が傷つけられたと考えた場合（たとえば、自己の家門より「低い」家門の一員の下僚として勤務するよう指示されたような場合）、勤務を拒否できる権利から発生する諸公・貴族間の争いのことである。[77] 門地制上の権利は有力諸家門の伝統的権利であったので、君主権もこれを無視ないし廃止することは容易にできなかったが、一般的にはこの権利ゆえに適材適所の人材登用に困難を来たしたし、他方では、とくに軍事作戦中の門地争いは軍全体にとって致命的になりかねない危険性をはらんでいたところから、勅令はカザン等のヴォエヴォーダにこれを禁じたのである。勅令において注目されるもう一つの点は、両都市のヴォエヴォーダに相互干渉が禁じられていることである。これは双方のヴォエヴォーダが上下関係にあるのではなく、双方ともに中央に直結していることを示している。地方行政の中央集権化が意図されていることは、言うまでもない。

「勅令」から知りうることはほぼ以上の点に限られるが、スヴィヤシクでは一五五一年のヴォエヴォーダ任命の際にすでに、カザンでは一五五三年のとき初めて、ヴォエヴォーダ間に役割分担ができていた。それは大別すると出撃軍司令官ないし遠征軍を率いる文字通りの軍司令官（воеводы〈на выдазке〉ないし полевые воеводы）と市内ないし要塞内

に留まって、要塞防衛は言うまでもなく、城壁・道路・橋梁の整備、武器・弾薬等の管理・保存に責任をもったり（〈в городнинии〉）、民事を含む全統治機構を統轄したりする（〈в городе〉）ヴォエヴォーダ――後二者は городовые ないし осадные воеводы と総称される――の二種類であった。大ヴォエヴォーダは通常、「要塞」（〈в городе〉）ヴォエヴォーダであった。[78]

以上の如く最初期のヴォエヴォーダ制は明らかに軍事的緊張を背景として構想されたものである。それゆえ七〇年代と八〇年代の再度の叛乱が鎮圧された後（あるいは部分的にはすでにそれ以前から）、またモスクワ国家の国境線が次第に東へ南東へと移って行った後、その特徴のいくつかは消えて行くことになる。たとえば「大」ヴォエヴォーダのカテゴリーが消滅し、やがては「ヴォエヴォーダらとその同僚たち」〈воеводы с товарищи〉と呼ばれるようになる。また「出撃」司令官と「要塞」ヴォエヴォーダ等との区別もなくなる。[79] これはヴォルガ中流域地方の安全と秩序が確実なものになるにつれて、各市のヴォエヴォーダ数そのものが減少する傾向にあったこととも関連している。[80] しかし一方では、ヴォエヴォーダが軍事・民事両権を一手にする地方行政の責任者であること、各都市のヴォエヴォーダは中央に直属すること、門地制の可能な限りでの制限などは、その後のヴォエヴォーダ制にそのまま引き継がれて行くことになる。だがいずれにしてもヴォエヴォーダ制はその第一歩をカザンの地でこのような形で踏み出したのである。

さてヴォエヴォーダ制の一つの特徴として、中央からのコントロールがナメスニク制に比してよく行われていたという点があった。それはまず第一に、彼らは任地に赴くにあたってツァーリから「訓令」を与えられ、万事この「訓令」に基づいて行動するよう命じられていたこと、第二に、既述の如く、ある時点から中央にカザン地方行政を直接監督する機関が創られ、それが大きな権力をふるうに至ったことによるところが大きい。ヴォエヴォーダ制はカザン

における中央直轄統治という実践を経て、のちに動乱時代から全国の諸拠点都市に拡大して行ったと考えられる。

併合直後のヴォエヴォーダに与えられた「訓令」で現存する最古のものは、一五五五年のカザン大ヴォエヴォーダ、П・И・シューイスキー公へのものである。[81] それはこの年に創設されたばかりの大主教座に就任すべくモスクワを出立したグーリーに託されたもので(既述のグーリーへの「訓令」の一部を構成している)、シューイスキーには写しだけが手渡された。この「訓令」自体は簡潔なもので、内容的にも漠然としており、不明な部分も多いが、これはおそらくこの段階でのヴォエヴォーダ制の実態そのものを反映している。「訓令」でまず注目されるのは、カザン地方における俗権と教権(それぞれヴォエヴォーダと大主教が代表する)の関係について、とくに詳しく記述されていることである。その部分を引用しよう。「ヴォエヴォーダ、小士族、新改宗者、大商人、商人らは用心深い生活を送らなければならない。万事を『君主』の訓令に従って行い、ヴォエヴォーダらに服従しなければならない。またヴォエヴォーダらは、万事につきいかなる私心もなしに彼らを保護しなければならない。また誰でも『大主教』に服従し、すべての霊的処分を受けいれるようにすべきである。またヴォエヴォーダらは『大主教』と、『大主教』も彼らと、『君主』の事業のすべてに関し、互いに思いやりの念をもち、いささかの私心もなしに相談し合わなければならない。」[82]

ここでは漠然とした形においてではあるが、新領土における行政の最高責任者がヴォエヴォーダであることが明らかにされている。しかし注目すべきは大主教にも俗権への一種の介入権が認められていることである。(「……『君主』の事業……に関し、……相談し合わなければならない。」)これはモスクワ国家中央においては考えられない事態である。これについては後にリトアニアに亡命したA・M・クールプスキー公に対するイヴァン雷帝の反論を想起するだけで十分であろう。[83] 雷帝がすでにカザン併合当時から教権のあり方について、後の(オプリーチニナ)時代と同様の見

解をもっていたかどうかは判断し難いが、中央の政治に教権が参加を求められることはあっても、それに介入権が認められることはありえなかった。個々の聖職者(たとえば前述のシリヴェーストル)が大きな影響力をふるうことはあっても、正教会自体は君主の統治とは別の次元で動いていたのである。これに対しカザンでは何故事情が異なっていたのであろうか。それは新領土カザンの特殊性によっていた。この地ではまだすべてが不透明であった。ヴォエヴォーダをはじめとするカザン住民(すべてがロシア人ないしキリスト教徒であったが)に対し「用心深い生活」を勧告しているのもそのためであった。無用な対立を避けよ、と言っているのである。大軍を従えたヴォエヴォーダたちが、武力だけでこの地を首尾よく統治できないであろうことは、すでに叛乱が長期化していることで明らかになっていた。中央から遠く離れたこの地方では、大主教をはじめとする教会知識人の知恵を拝借することなしには統治など不可能であったのである。

新領土における行政機構の構築にあたって、教権にかけられた期待はこれに留まるものではなかった。まず「訓令」は、大主教には俗権への介入を認めながら、俗権が教会の案件に介入することは明確に禁じていた(「カザンとスヴィヤシクの代官たち(ナメスニキ)は[大ヴォエヴォーダのことであろう]彼[大主教]の用務に介入してはならない[84]」)。さらに大主教には他ならぬヴォエヴォーダとの関係で、しかも異教徒に関し一種のアジール権すら認められていた。次のように記されている。「タタール人で罪に至り、いかなる類のものであれ怒りを恐れて彼[大主教]の下に逃げ来たり、洗礼を望む者がいたならば、その者をヴォエヴォーダに引き渡すことは絶対に許されない。そうではなく彼に洗礼を授け、自らの下で安らぎを与え、そののち、そのことについて代官たちやヴォエヴォーダと協議すべきである。その結果彼をカザンに留め置き、従来通り彼の土地で農業を営み、ヤサークを支払わせるよう決定が下されたなら、彼をその通りに

耕作させ、ヤサーク民のままに留めておくべきである。逆に将来において彼が裏切る恐れがあるという理由で、カザンに留めおくべきではない、ということになったら、彼に洗礼を授けた上で、『君主なる大公』の下に送り届けるべきである。[85]」

この記述に続いて、さらに大主教には、ヴォエヴォーダが「処刑」を命じたタタール人を、ヴォエヴォーダらとの協議の上で自らが引き取る(それが出来ない場合には、執り成し状とともにモスクワのツァーリの下へ送る)ことを認める文面もみられる。大主教の権限の大きさを示す最もよい例は、さらにこれに続く文章である。「もし『大主教』がカザンとスヴィヤシクのヴォエヴォーダら、小士族らまたすべての住民たちの間に、もしくは代官たち自身の間にさえ、キリスト教の教えにそむく何らかの粗暴な振舞いのあることを見聞きしたならば、『大主教』はそれについて彼らを柔和な態度をもって教え諭さなければならない。もし彼らが教えに耳を傾けないようであるならば、『大主教』は彼らに聖体拝領を禁じなければならない。それでも彼らが彼の教えと聖体拝領禁止の措置を物ともしないようであるならば、『大主教』はこれらの者たちの粗暴な振舞いについて、『ツァーリにして大公』に報告すべきである。[86]」

カザンでおそらくは初めて組織的に導入されたヴォエヴォーダ制は、中央権力と密接な結びつきを保つ教会当局によっても厳しい監視を受けていたと言いうる。カザン大主教座がこれほどまでの権限を委ねられていた理由はすでに記した。だがそうした権限を現実に行使するための経済的基盤が大主教座に保証されていたことをも忘れるべきではあるまい。[87]本稿ではこの点に深く立入らないが、大主教座自体が豊かな領地と農民を与えられただけではない。[88]併合後間もなくして開基をみた四つの大修道院も同様であった。[89]モスクワ政府のこのような正教会重視の政策は、もちろん政府がこの地方における教会の役割を高く評価していたからにほかならない。そしてその役割のなかに、異教徒へ

の布教を通じての治安の確保・叛乱の予防、ロシア人住民の精神的支柱となること等々と並んで、おそらくはヴォエヴォーダ行政の順調な発展を側面から保証すること、つまりはモスクワ中央権力の意向のカザン地方におけるスムーズな実現をはかることも入っていたと考えられるのである。

比較的初期に交付されたヴォエヴォーダへの訓令をもう一つ見ておこう。これはスヴィヤシクのヴォエヴォーダ、Б・サブーロフをカザンの要塞ヴォエヴォーダ〈в острогe〉すなわち городовой воевода)に転勤させるに際して、彼に与えられたものであるが(90)(一五八一年一一月三〇日付――転勤はおそらくはこの年に勃発した叛乱=「チェレミス戦争」と関係している)、ここでは主に二点について指示が出されている。第一は、サブーロフがカザンに移ってからも、現地のヴォエヴォーダ、Г・ブルガーコフ公とその同僚たちさらには書記のM・ビチャゴフスキーと一致協力して、「[カザン]市を統治し、われらの全事業を実行に移すよう」、また「門地争い」を避けるようにと命ぜられていることである(91)。この点は先の一五五四年の勅令と同様であるが、モスクワ政府が絶えず緊張状態にあるカザン地方の統治にあたって、いかに現地支配当局の団結に心を砕いていたかがよく示されている。第二に、ここに初めてヴォエヴォーダの職務交代の際の原則が示されている。交代は次のような形式で行われる。すなわち、サブーロフがスヴィヤシクを去る前に、彼の後任のП・Б・ロストフスキー公がスヴィヤシクにやって来ることになっていたが、後者の到着の際にサブーロフは「要塞(ゴロド)」と「要塞内の弾丸、大砲、火縄銃、また国庫内の火薬、鉛、大砲の全予備、またわれらの以前の諸訓令、公文書、われらのあらゆる書類を引き渡し、一覧表を作成し」、その上でカザンに赴き勤務につかねばならないことになっていた。カザンに着任した後サブーロフは「以前の訓令に従って城砦(オストロク)でわが勤務につくことになるが、小士族(ジェチ・ボヤールスキエ)たち、すなわち以前汝の部隊で小士族として勤務していた汝自身の兵員のリストを[カザンの]ヴォエ

ヴォーダ、グリゴーリー・ブルガーコフ公から受け取り[あらかじめリストを送っていたのであろう]、カザンの町(ゴロド)と城砦においてわが勤務につくのである。そして汝は自己の兵である小士族たちを指揮し、わがすべての業務を果たさなければならない[92]」ヴォエヴォーダは以上の如く任地を去るに際しては、後任のヴォエヴォーダにより、とくに火器の保有数と諸文書について厳しくチェックされたわけである。

ヴォエヴォーダの職務あるいは権利と義務の内容については、ツァーリまたのちにはカザン庁から彼らに交付された訓令等から知られるのであるが、一六世紀に関しては現存する訓令が少なく、具体的にはむしろ六〇年代中葉に編まれた土地台帳などからの方が知られることが多い。ここではアンドレーエフスキーやエルモラーエフの研究によりながらそれを簡単にまとめておこう[93]。

まず一六世紀後半の段階で中央政府がとくに留意したのは、上記訓令にもみられたとおり、現地統治機構のスタッフたちの団結の維持である。その理由はすでに説明した。次にヴォエヴォーダたちは何よりも軍事面での詳細な指示を受けていた。常に臨戦態勢にある当地方のヴォエヴォーダにとってはこれも当然のことであった。次いで彼らは都市(要塞)とポサード(商手工人地区)の治安維持のための警察的機能を果たすべきことを指示されていた。経済活動を中心とする社会治動の保証も彼らの責務の一つであった。とくに皇室(御料地)経済が正常に営まれるように指示されていた。彼らの責務のなかには、勤務人階級(その大部分が軍人であった)への封地の分配も入っていた。これは原則的には中央の配分決定 верстание を受けて、現地当局が行うものであるが、中央政府の指示なしにヴォエヴォーダが独自の判断で行う場合も知られていないわけではない。またヴォエヴォーダは、彼らが派遣する人物に自から訓令を発する権利をも認められていた。訓令交付は基本的にはツァーリないし貴族(ボヤーリン)を長とする中央諸機関の大権事項と考えら

れるが、現地の状況に応じた対応がとれるようにという配慮がなされているのである。ヴォエヴォーダにはさらに、勤務人リストを作成し、彼らの勤務ぶりを監督するという重要な責務が課されていた。彼らはロシア人住民を保護し、監督・支配するという上述の如き義務だけでなく、圧倒的多数を占める非ロシア人住民の支配という職務をも遂行していたが、奇妙なことにヴォエヴォーダに交付された一六世紀の公式文書のなかには、現地当局がいかに非ロシア人住民を統治すべきかについての特別の指示はほとんどみうけられない。だがこの問題については後述する。最後にふれておくべきは、ヴォエヴォーダに委ねられている裁判権の問題であろう。裁判は住民(原告)から提出される嘆願状に基づいて行われたが、当事者が望めばモスクワで直接中央官庁の裁定を求めることができた。裁判手数料は国庫あるいは現地当局の重要な収入源の一つであった。

ヴォエヴォーダを長とする行政機構には、言うまでもなく行政を実際に担当する各種の行政官が存在した。なかでも書記(ディヤク)の存在は重要である。彼はヴォエヴォーダが軍事・政治ときには外交に関わり、行政全般を監督したのと異って、経済を中心とするより具体的案件を処理しただけでなく、ヴォエヴォーダ行政全般に関わる文書業務のすべてを司どった。ヴォエヴォーダはと言えば、文書業務には一切関与せず、また時には彼らはしばしば文盲ですらあった。文書業務は書記官所(дьячая изба ないし съезжая изба)で集中的に行われた。ヴォエヴォーダ行政機構には、さらに書記の下僚として書記補 подьячие がいただけでなく、行政的にも重要な役割を担わされた通訳 толмачи、さらにヴォエヴォーダから特別の委託をうけて各種の用務に従事した一年役人 годовальщики、また中央官庁の支所に勤務する諸役人などがいたが、これらの役職の詳細については省略する。[94]

以上にカザン地方における初期のヴォエヴォーダ制についてその大要を記したが、最後に、とくにカザン地方でそ

の後この制度が根づいていった背景について述べておきたい。それは、この地方がモスクワ国家にとって、これまでの新領土とまったく異なる、もっぱら異民族の居住する地方であったことに関係している。ここには、長年にわたるカザン・ハン国との戦争の結果この地方に住みつくようになったロシア人捕虜 полоняники(その数は一〇万を越えると言われる)[95]を除いて、ロシア人もおらず、従ってロシア国家の各地にみられた独特な農村共同体もなければ、その中核地方に一六世紀前半から成立し始めたような、士族層を中心とする地方自治制度もなかった。いわゆるグバー制度やゼームスキー行政が欠如していたのである。それゆえカザン地方では万事が上から、強制的に創り出され、また行われる必要があったのである。軍事と民事を一身に兼ねる強力なヴォエヴォーダ制は、このような地方においてこそ根づく土壌を見出したのである。

(三) 植民と土地政策

先にカザン陥落直後の状況について記したところからも推測できるように、旧カザン・ハン国の首都はその後完全にロシア人の都市となった。非ロシア人が居住を許されたのは新改宗者(そのほとんどはモスクワ国家の勤務人となった)かその他例外的な者(一部のタタール人、チュヴァシ人、「バスリマン」=ムスリムら)だけで、その数は六〇年代後半で四三戸(全戸数は後述の如く一、八五三戸)にすぎなかった。[96] 陥落後六〇年代中頃までのカザン市の人口数は不明である。陥落直後は、一五万にのぼるとされるロシア遠征軍[97]でおそらくは町は賑れあがっていたであろうが(たとえその多くは城壁外に野営していたとしても)、一〇月一一日のイヴァン雷帝の出立とともに、五人のヴォエヴォーダと一人の書記と若干名の行政官とともに幾ばくかの守備隊が残されたにすぎない。だがその後の叛乱勃発で、それが一応

鎮静化する五〇年代末までは、おそらく守備隊を中心に人口数は増加したと考えられる。およその数が分るのは、六〇年代後半に土地台帳が作成された時点に関してである。これはH・B・ボリーソフとД・A・キキンの二名の調査官писецがツァーリの命令で一五六五～六八年の間に、当時のカザン、スヴィヤシク、ライシェフの土地所有状況を調査した結果作成されたものである。[98]それによると六〇年代中葉のカザンには総計一、八五三戸が数えられている。内訳は、ヴォエヴォーダ七、諸公三二、小士族以下の勤務人九六九(ヴォエヴォーダ等を含む勤務人全体では一、〇〇八)[99]、聖職者八〇、ポサード民七六五である。[100]先にカザンはほぼ完全にロシア人の都市となったと記したが、城外にはロシア人官吏の管理下にあるタタール人村татарская слободаがあり、ここにタタール人とチュヴァシ人が一五〇戸数えられているので、[101]これも加えるとカザン市は二、〇〇〇戸を越す大都市であった。一戸に住む人数を四～五人とみることができるとするならば、八、〇〇〇人から一〇、〇〇〇人の人口数が得られる。[102]ただ聖職者の場合、家族数については慎重な考慮が必要であるし、タタール人村の場合、夏にはほとんど住民が居なくなり、逆に冬は溢れるほどのタタール人が住みついたと言われているので、[103]上の計算はあくまでも概算にすぎない。

カザン市の人口構成に関しとくに重要と思われるのは次の点である。すなわちカザン市の人口構成上最大のグループは勤務人階級つまり軍事関係者である。銃兵と砲兵だけで六七〇名(戸)(両カテゴリーに編入されている「ポロツク人歩兵」も含む)、全戸数の三〇%以上を占める。ヴォエヴォーダを含む全勤務人層では、全戸数の五四%を越えている。「都市」本来の住民は商手工民であると考えられるが、彼らはポサード民の六七%弱(つまりポサード＝商手工業地区に住む者の三〇%以上は、国家に税を納める商手工民ではないということになる)、都市総戸数の二八%弱でしかない。[104]カザンは明らかに軍事都市であった。ではカザンは特殊かと言えば、実はそうではない。時代はやや下るが、

一七世紀前半(一六三八年)のモスクワの人口構成が知られている。当時のモスクワは総戸数二七、〇〇〇戸。そのうち最大の住民層は銃兵隊員で、一〇、〇〇〇戸、全体の三七%を占めていた。本来のポサード民、すなわち国税を納める商手工民は三、六〇〇戸で、全体の一三・三%にすぎない。[105] 確かにモスクワも膨張しつつある国家の首都として、特殊であるかもしれない。だがカザンとモスクワは、それぞれ事情を異にしながらも、不断に戦争ないし緊張状態にある時代のモスクワ国家の状況をそれぞれの方法でよく体現していた、ということはできよう。時代と国際環境及び自然的、歴史的条件により、国家の形成とその維持のための努力が即ち対外進出を意味せざるを得なくされていた国家において、ロシア都市とその本来の担い手であるべき「市民」は、被征服民である非ロシア人とはまた違った意味において、異常に困難な状況におかれていたと言いうるのである。

カザン市に見られる以上の如き状況は、ヴォルガ中流域地方の他の都市についてもほぼ同様に認められる。たとえばスヴィヤシクは、同上の台帳によれば、六〇年代後半に一、一七一戸、約四、五〇〇〜五、五〇〇人の人口が数えられるが、勤務人の割合は六六%に達し、本来のポサード民の割合は三一%でしかない。[106]

ところで本稿の対象とする時代からは外れるが、われわれには一六四六年のカザン市の人口とその構成についての調査資料も残されている。[107] 参考までに記しておくと、一七世紀中葉のカザンには五、三四五戸(約二四、〇〇〇〜二七、〇〇〇人)が数えられ(すなわち八〇年前の三倍弱となっている)、そのうち勤務人は三五一戸で、七%を切っている。聖職者は二四三戸、四%強、本来のポサード民は二、一五四戸、四〇%強(ポサード居住民は全体の八九%に近い)となっている。[108] この数字はカザンがすでに軍事的緊張から解放されていることを物語っている。国境線がその間急速に東方、南方へと移ったことが最大の要因であろう。この地方で叛乱が絶えたわけではないが、少くとも叛乱鎮圧のための拠

点がその後この地方に続々と建設されたことが、[109] カザン市がこの面でもつ意味を低め、逆に政治・経済・文化・宗教的中心としての意味を格段に高めたと考えられるのである。また注目すべきは、この時点ではタタール人をはじめとする非ロシア人のカザン市居住も認められるようになっており、タタール人は四五八戸(全戸数の八・五%)が数えられている。[110] ヴォルガ中流域都市がひたすらロシア人の都市であった時代は終わりつつあったのである。

さて都市におけるロシア人の植民状況は以上の如くである。問題は農村部における植民状況である。これはモスクワ政府の土地政策と密接に関わっている。

ロシア人の農民のカザン地方への植民は、従来のロシア人植民(とくにキエフなど南ロシアからみて北部、北東部への)とは大きく異なっていた。ロシア人の歴史は植民の歴史と言われるほどである。[111] だが長年にわたる征服戦争の結果併合された異教徒の地であるカザン地方に、ロシア農民が自発的に移住してくる条件は少なくとも初期においてはありえなかった。それが本格的に始まるのは、ロシア諸地方の内在的要因を別にすれば、この地方の状況が安定してからのことで、それは八〇年代以降のことであった。しかも当初は精々ムーロム、ガーリチ、ニジニ・ノヴゴロドからさらに東方へ拡がるというのが主で、カザンからさらに東方へと向かう植民の波はもっと遅れることになる。[112]

カザン併合後の最初の一五年間のロシア人植民は次のような状況にあった。この時期の入植者の大多数は強制的移住者であった。彼らはカザンとスヴィヤシク及びその周辺に集中して居住するよう指示された。これらの入植者(その多くは皇室御料地の農民や、カザンに派遣された上層(諸公)、中層(士族など)の勤務人、さらには高位聖職者らと共に移住してきた各種隷属民であった)は、彼らの領主や都市居住者のための食糧供給者であった。[113] 一九世紀の研究者Г・И・ペレチャトコーヴィチによれば、このようにして六〇年代にカザン地方(カザン郡とスヴィヤシク郡)へと入

植してきた農民は、戸数にして千戸足らずであった。[114] またE・И・チェルヌィシェフによれば、六〇年代中葉にカザン地方に封地を与えられたロシア人領主層(上層勤務人)は、およそ一、六〇〇人の農民を抱えていた。[115] その多くは、後述するような理由からロシア人と考えられる。これに御料地と修道院領のロシア人農民(実数は不明である)を加えると、ペレチャトコーヴィチの数字はやや低すぎるかもしれない。しかしいずれにしてもロシア人農民だけでカザン当局が求める食糧を供給することは到底不可能であった。そこで非ロシア人農民の活用ということが考えられるが、まさにここで問題がおきる。非ロシア人農民で、ロシア人勤務人に隷属する者は極めて少なかったと考えられるからである。その理由として考えられるのは、第一に、モスクワ政府が非ロシア人の叛乱再発を恐れ、彼らを無理に労働条件の一段と厳しいロシア人勤務人階級の封地に引き込むことを抑制したこと(現に、搾取がそれほど厳しくなかったと考えられる修道院領等では、非ロシア人農民が数多くみられた)、[116] 第二に、叛乱への恐れという同じ理由から、非ロシア人農民やモスクワに忠誠を誓った非ロシア人貴族らは土地の没収を免れ、ハン国時代以来の土地所有状況が予想以上に広範に保たれたこと(従ってロシア人領主の下で糊口をしのごうとする非ロシア人農民は少なかったこと)である。[117] かくてカザン地方は、モスクワ国家による併合後、農村労働力の慢性的不足という状況に悩まされることになった。

これとの関連で以下にカザン併合後にモスクワ政府がとった土地政策について簡単にみておこう。ドイツの研究者A・カペラーによれば、これまでの研究者はカザン併合後のモスクワ政府の土地政策について誤った見解を抱いていたという。すなわち、モスクワ政府は併合直後の五〇年代後半から六〇年代において、原住民の上層部はもとより、下層部をも含めて、彼らの土地を没収し、ロシア人勤務人階級へそれを分与し、また大主教や諸修道院へ寄進したと

されてきたのである。[118] カペラーはこれに対し、併合後また叛乱の鎮圧後もなお旧ハン国領に居住していた非ロシア人は、その固有の所有地を保持し続け、ハン国時代におけると同様にその土地保有の代償として軍事勤務(今度はモスクワ国家のためにである)を果たすか、あるいはヤサークを支払っていたと主張する。[119] カペラーが自説の論拠として提出するいくつかの事実(たとえばスヴィヤシク地域におけるタタール人及びチュヴァシ人の上・下層民は、正確には明らかに出来ないにせよ、かなりの所有地を保持していたこと、蜂蜜採取用並びにビーバー捕獲用森林等の用地については非ロシア人ないしロシア人捕虜(ポロニャニキ)に用益権が認められ続けたこと等々)の是非をここで検討することはできない。いずれにせよ彼は、併合後のモスクワ政府の土地政策が一種現状維持的なものであったことを主張したのである。モスクワ政府のこの現状維持的土地政策は、カペラーによれば、非ロシア人住民を徒らに刺激しない、というかの宗教政策にも見られた慎重な姿勢から来ている。あくまでも叛乱の再発を未然に防ぎ、しかも一五五八年に西北国境方面でリヴォニア戦争が始まったのをうけて、東方の平和を維持し、さらにはタタール人らのモスクワ軍への召集をはかるという配慮が働いていたというのである。ロシア人勤務人や聖職者層へ付与すべき土地の源泉は、カペラーによれば、旧カザン・ハン家に属した土地(それは併合後すべてモスクワ皇室領として登録された)と、征服戦争中に死亡したタタール人諸公・貴族、さらには叛乱に加担した有力者層の土地また荒蕪地などであったという。あたかも旧ハン国の上層階級に属する土地のすべてが没収されたかの如く説く年代記等の記述は誇張されたものでしかない。カザン、スヴィヤシク両市を除く旧ハン国領では、従来考えられていた以上に土地所有関係は安定していたというのである。

本稿の筆者はカペラー説の是非について判断を下すことは差し控えたい。ただ一点だけ疑問を提起しておく。それは彼が、カザン地方に移り込んできた各種ロシア人(軍人、行政官等の勤務人、流刑者、商手工民、聖職者、各種隷属

民等)の生計を維持するには、旧カザン・ハンや、カザンの反モスクワ的有力者層に属していた土地や荒蕪地で十分であったと考えている点に関する。ここで問題となるのは耕地の広さだけではなく、労働力すなわち農民をいかにして確保するかということでもあるが、この点については今は触れない。それでもカペラー自身が承知している一つの事件が、彼の上述の如き判断に対立しているのではないかと筆者には思われるのである。すなわち、オプリーチニナが導入されたばかりの一五六五年、一度に一八〇人以上の流刑者(そのうち三分の二近くは公家の出身者＝有爵貴族であった)がカザン地方へと送りこまれてきたという事件である。[120]流刑者の大多数はその後一年足らずでカザンからロシアの諸地方へ移されて行くのであるが、カザンに送られてきた段階では、彼らへの土地分配問題が突如として起ってくる。カペラーはこれらの流刑者に配分されたのは大部分が荒地であったので、大きな問題にはならなかったと考えているが、これは明らかに問題を過少に評価している。彼らは、それまでの勤務人が平均二戸の農家しか存在しない領地に甘んじていたときに、平均一〇―一五戸の農家を抱える領地を与えられているのである。[121] P・Г・スクルィンニコフによれば、それでも土地も働き手もまったく不十分なものでしかなかったのであるが、これらの流刑者が従来からの勤務人に比し優遇されたのは明らかである(それ自体は、流刑者らの出自が極めて高かったがゆえに当然のことではあった)。従ってこのときカザン地方のロシア人勤務人層の間にそれでなくとも少い労働力の配分をめぐって、一種のパニックが起こった可能性も考えられる。既述の一五六五―六八年土地台帳の作成はまさにこのパニックが契機となって、あるいは多数の流刑者の登場と彼らへの土地の配分の必要性から編まれたと考えることができる。[122]それゆえカザンにおける土地問題はカペラーが説くほどにスムーズに、すなわち原住民の所有地にはそれほど手をつけずに行われたとは考えにくいのである。

(四) 民族的・社会的諸グループに対する支配の実態

カザン・ハン国の征服が、モスクワ国家にとって宗教と文化を異にする幾多の民族や社会グループの統治という、従来まったく経験したことのない課題の解決を要請するものであったことについてはすでに記した。

当初モスクワの政府は叛乱鎮圧の必要もあって、非ロシア人の仮借なき殲滅を目論んでいたように思われる。年代記が伝える、叛乱末期の原住民の聚落に対する度重なる徴罰作戦はそのことを物語っている。「カザンのすべての有力者が殺害された」とか、「諸公、ムルザその他の有力者はもはや一人として存在しない」などという諸年代記の記述は誇張ではあるが、少なくともタタール人エリート層のかなりの部分が肉体的に抹殺されたことを物語るものである。併合後に行われた強制移住もモスクワ政府のとった強圧策の一つであった。強制的に移住せしめられたタタール人の数は分らない。だがすでに記したように、併合以前からタタール人有力者層の強制移住の事例は知られており、併合後もすでに上述した事例があるほか、年代記に「カザンのツァーリとそのウラン、ムルザをモスクワへ連行した」[123]などと記されていることからも判断されるように、その数は相当数にのぼったと思われる。だが既述の如くこれはモスクワ国家の言わば伝統的政策であり[124]、その点ではカザンだけの特例ではない。ただ『一五五九―一六〇五年の補任書』に見える次の記事は、政府がカザン地方の状況に依然として危機感を抱き、強制移住策をこの地方における秩序維持のためのとくに有効な手段とみなしていたことを示すものである。次のように記されている。「同年[一五七一年]一二月一日、ツァーリなる大公はB・B・チュフャキン公とΓ・Φ・メシチェルスキー公とを[カザン]へ派遣し、彼らにカザンにてカザン諸公とタタール、チェレミス、モルドヴァ人を集めるよう命じた。そして徴集後彼らを率いて大ノヴゴロドへ急行するよう命じた。[125]」これは言うまでもなくリヴォニア戦線へのカザン地方軍の投入のためであったが、

第一に当時リヴォニア戦線は比較的落ちついていたこと、[126]第二にその頃カザン地方では再度叛乱の起こる徴候がみられたことなどを考え合わせると、これも叛乱防止のための一種の強制移住策であったと考えられるのである。

だがすでに一五五五年の大主教グーリーへのツァーリの「訓令」にも記されていたように、モスクワ政府は、他方ではかなり早い時期からカザン地方の諸民族、諸社会グループに対し、より慎重な対応策をもって接すべきであることにも気付いていた。それは、何よりもモスクワ政府がタタール人を中心とする貴族のみならず、中流の住民層にも帰順を呼びかけ、しかもその相当数をモスクワ国家の勤務人階層に組み込んでいた点に表れている。勤務タタール人はすでに一五世紀のヴァシーリー二世期から知られている。[127]一五世紀五〇年代には有名な「カシモフ皇国」Касимовское царство も形成され、その「皇位」にはクリミア、大オルダー、カザフなどの諸ハン家出身者と並んで、モスクワ大公に臣従を誓ったカザン・ハンの一族も即いた。[128]この皇国が勤務タタールの重要な供給源であったことに疑問の余地はない。一六世紀に入ってからは、カザン・ハン国自体からモスクワ政府に帰順し、封地を与えられてモスクワ国家への勤務につく者が続出する。併合後も同様で、帰順した者はそれぞれの地位に応じて下賜文書と特権及び封地を得て、勤務人身分に組み込まれた。[129]

このようにしてモスクワ国家の軍隊の重要な一部となった勤務タタールの数は、なるほど正確には分らない。ただリヴォニア戦争ではカザン人部隊が恒常的に活躍していたし、[130]一六世紀末の対スウェーデン戦でも従軍していたことが知られている。[131]一七世紀初頭にロシアを訪れたフランス人J・マルジェレによれば、モスクワ軍にはほとんど二〇、〇〇〇のカザン・チェレミス人騎兵と七、〇〇〇～八、〇〇〇のタタール・モルドヴァ人、三、〇〇〇～四、〇〇〇のチェルケス人歩兵がいたという。[132]

ところでエルモラーエフによれば、「勤務タタール」という語は単に「タタール人」のみをさすのではなく、同様にモスクワ勤務についているチュヴァシ、チェレミス、モルドヴァ人封建領主をもさしている。それは言わば、ヴォルガ中流域における新たな非ロシア人上層階級全体をさす語である。つまりそれは純粋にエスニックな概念であるのではなく、社会的な意味をもつ概念であるという。[133]

勤務人として召しかかえられたのがタタール人を中心とする諸民族の比較的有力な階層の者たちであったとするならば、一般の住民たちは、旧ハン国時代の諸義務を引き続き遂行することを条件に、租税負担民(ヤサーク民)としてモスクワ国家の統治下におかれることになった。モスクワ政府は当然のことながら無益な抑圧政策をとるよりは、ヤサーク民を保護し、彼らによる諸義務の遂行と諸税の徴収の道を選んだ。

ところでヤサークは、キプチャク・ハン国時代からすでに知られているが、カザン・ハン国時代のヴォルガ中流域にあっては、後のウラル地方やシベリア併合後にロシアで一般的となった意味、すなわち現物とくに毛皮をもって納められる貢納(ダーニ)とは異った意味をもっていた。カザン・ハン国では、それはチュヴァシ、チェレミス、ヴォチャク(ウドムルト)、モルドヴァ人等の被支配諸民族が支払うハン国の主要な土地・収入税(十分の一税)であり、貢納とは言いかねるものであった。(彼らはさらにクラン(ハンとその家族のために支払う地代)やサルィグ(軍隊への給与支払いのための税)等を支払っていたが、主たるものはヤサークであった。)ハン国滅亡直前の一五五一年にはヤサークの主要部分は金納化されていた。[134] ハン国時代にタタール人農民もヤサーク支払いの義務を負っていたかどうかについては意見が分れている。[135] しかしおそらく基本的には、ヤサークはタタール人以外の被支配諸民族が支払うもので、タタール農民は、一部には支払いを義務づけられた者がいたとしても、別種の税を課されていたものと考えられる。

だが、モスクワによるハン国併合後は、タタール人ももちろんヤサークを課された。しかしながらモスクワ国家が踏襲したヤサーク税は、旧ハン国時代と完全に同じものではなかった。ディミトリエフによれば、むしろそれは大きな変質をとげた。併合後しばらくの間はモスクワによるヤサーク課税の方法は定まらなかった。ヤサークは旧ハン国時代に存在した他の多くの税目にとって代ったが、それは耕地、蜂蜜採取用森林、狩場等から徴収され、ヤサークと地代（オブローク）の明確な区別はみられなかったのである。当初ヤサーク額は金額で示されていたが、現物（穀物、蜂蜜酒、毛皮等）での納付も認められた。だがやがてモスクワの支配が安定してくるとともに、カザン地方におけるロシア型ヤサーク課税制度とでも言うべきものが定まってくる。すなわちこの地方のヤサーク課税は漸次ロシアの通常の課税システム（ソハーに基づく課税）とそう変りのないものとなって行く。[136] それは言うまでもなく、この地方の生産活動の中心が農業にあったことと関連している。[137] ヤサーク民はもちろん他の種類の貢租も負担したが、ヤサークは農地を中心とする諸用地の広さに応じて課される主要な税目として一六世紀末には固定的な地代（一部金納、一部現物納）の意味をもつに至るのである。カザン地方のヤサーク民はウラルやシベリアのそれと異なり、むしろロシアの農奴に近い存在となるに至ったといえる。

ところでカザン地方の「ヤサーク民」についても、既述の「勤務タタール」と同様な問題が存在する。すなわち、Е・И・チェルヌィシェフやエルモラーエフによれば、「ヤサーク民」は、諸史料においては「チュヴァシ人」と同意語である。史料においては「勤務タタール」が「ヤサーク・タタール」に対峙されており、前者は後者を「チュヴァシ」と呼んだというのである。つまりここで言われている「タタール」や「チュヴァシ」は必ずしもエスニックな意味をもつものではなく、社会的な意味をも含んでいる。ヤサークを支払う者が「チュヴァシ」であり（それにはタター

ル人も、本来のチュヴァシ人も他のエトノスも含まれる)、勤務する者は「タタール」ということになる。[138]「ヤサーク・チュヴァシ」も勤務するに至るや、「勤務タタール」と呼ばれている事例のあることがこのことを裏づけている。[139] 以上とほぼ同じ認識をカペラーも表明する。彼によれば、「チュヴァシ」とはヴォルガ中流域地方のチュルク語を話すヤサーク民であり、「タタール」とは同地方のチュルク語を話す勤務人である。従って彼もこれらの語は純粋にエスニックな概念ではなく、相当程度社会的な意味をもつものと理解しているのである。[140]

さてモスクワ国家は以上のような意味で、民族的、社会的に複雑に入り組んだ社会を統治することになった。最後にモスクワ政府が「ヤサーク民」をいかなる原則に基づいて統治しようとしていたのかを示す一つの文書を見ておきたい。その文書とは、ツァーリからカザンのヴォエヴォーダП・А・ブルガーコフにあてられた一五七四年二月九日付の「行政文書」уставная грамота である。[141] そのなかに次のような下りがある。「[ヴォエヴォーダたちは、住民の上下を問わず]何びとに対しても、また何事につけ、侮辱を加えたり、贈り物や賄賂を強制的に取り立てたりしてはならない。また裁判においては、遅滞なくすみやかに判決を下さなければならない。[142]」モスクワ国家が少くとも、ヤサーク民を含むヴォルガ中流域住民のことを深く配慮し、慎重な統治を行おうと意図していたことは確かであろう。これに関連してさらに次の文章も興味深い。「いかなる事柄であれ、不当な裁きが行われ、あるいは何びとに対してであれ、何らかの強制が加えられた」場合には、当事者は「余[ツァーリ]の許へ、貴族やヴォエヴォーダを介さずに[直接]嘆願状を出すことができる。そのとき余、ツァーリなる大公は彼らの嘆願を聴き容れ、彼らのために余が勅令を実行するよう命じ、さらに侮辱を加えた者が何びとであれ、貴族やヴォエヴォーダから保護されるよう命ずるであろう。[143]」モスクワ国家の中枢に立つ貴族や地方長官ですら原住民に対する不正は許されない、という立場が明確に表明されている。

カザン地方の非ロシア人に対するモスクワ政府のこうした姿勢をどう評価するかは難かしい問題である。まずこの文書が、この地方におけるいわば第二の叛乱がやっと終結をみようとしていた時期に出されたものであることが重要である。政府は当然のことながら、原住民に対し柔軟な態度をとらざるをえないと感じていたであろうからである。だがさらに、政府はそろそろ目に余りつつあった地方行政当局の恣意的な行政に対して強い警戒心を抱き始めたのではないかということ、そして何よりも、こうした政策がモスクワ政府のすべての臣民、とくに非ロシア人に対する温情から出ているわけではなく、あくまでも国政のスムーズな運営、あるいはツァーリ政府にとっての最良の統治方式の模索という観点からなされた一時的なものにすぎなかったことが、より重要なモメントであったように思われる。

結論に代えて

カザン併合後モスクワ政府は、旧来のナメスニク制に依らずに大ヴォエヴォーダを中心とする複数のヴォエヴォーダによる統治体制を導入して、新領土を統治しようとした。確かにこの体制はそれだけでは画期的といえるものではなかった。大ヴォエヴォーダが、諸史料では相変らずナメスニクと呼ばれることもあったし、しかも激しい長期にわたる征服戦争の結果獲得された領土を統治すべく派遣されたヴォエヴォーダには、当然のことながら、文字通りの軍事指揮官の役割が期待されていたからである。加うるにイヴァン雷帝が五人(スヴィヤシクと合わせて一〇人)で十分だと考えたヴォエヴォーダですら、雷帝のモスクワ凱旋後一カ月経つかたたないうちにカザンに叛乱の狼煙が上がるや、不十分であることが明らかとなった。モスクワ政府は一層現地軍の強化を余儀なくされる。それゆえ併合直後の支配体制は単なる軍事占領体制と変らぬものであった。

しかし叛乱鎮圧の過程で、というより叛乱の大規模化と長期化のなかで、モスクワ政府は明らかに単なる軍事支配以上の道の模索に入った。転機は一五五五年頃にやってきた。モスクワ政府の新たな志向性は、この年ツァーリから大主教グーリーへ与えられた「訓令」のうちに見てとることができる。そこでは、原住民に対する慎重な統治策が指示されているのである。モスクワ政府のこうした硬軟両面を兼ね備えた統治策は、一定程度の成功を収めたようにみえる。少くとも一五七〇年代初頭に再発し、八〇年代初頭に三たび、しかもさらに規模を大にして繰りかえされた叛乱(「チェレミス戦争」)においては、最初の叛乱の際に部分的ながら見られた反モスクワ的、分離主義的ないし独立的傾向は大きく後退し、もっぱらモスクワ政府の苛斂誅求に対する不満が叛乱の主たる原因となっていた。このことは、この地方もすでに、ロシア国家の他地域と同様の状況におかれていたことを示している。確かに改宗を強制する宗教政策、そしてロシア人植民の始まりとそれに伴う原住民からの土地の没収も一因ではあったが、それはより後の時代に問題化していったと考えられる。叛乱における性格の変化は、もちろん統治そのものの成功を意味するものではないが、少くとも新領土に特有の動機は後景に退き、すでにこの地方も農奴制的基盤に立ちつつあったロシア国家の他のすべての地方と同じ条件下に置かれていたことを意味するものである。このことはやがて八〇年代の叛乱が鎮圧された後、カザンやスヴィヤシクのヴォエヴォーダ数が急減し、この地方の都市が他地方の都市とそう変らぬものに変質していったことからも裏づけられる。

その後のカザン地方のロシア国家への統合の過程は本稿の課題ではない。今記したように、改宗強制を国是とする宗教政策とロシア人植民の進展が一七世紀に入ると大きな問題として浮かび上がってくる。一六六四年までに四一もの修道院がカザン地方に創建され、キリスト教化の拠点となる。[14] ロシア人の各種の所領(皇室御料地、ヴォッチナとポ

メスチエ、教会・修道院領)が次々に設けられ、相当数の原住民が故郷を追われ、カマ川以南、ウラル地方へと移住を余儀なくされる。だがこれらの問題については稿を改めて論ずべきであろう。

ところでカザン併合はモスクワ国家にとっても、また併合された側の住民にとっても極めて重要な出来事であった。それがモスクワ国家にとってもった意味については、すでに本稿の冒頭で記した。ここではさらに次の一点を補足しておく。併合がモスクワ国家の対外的威信を大いに高めたことである。モスクワ国家はヴォルガ水系を手中にしたことで、今や王朝連合下のポーランド・リトアニアとオスマン帝国に隣接する大国としてヨーロッパの東端にその威容を現わすに至ったのである。カザンとアストラハンの併合はモスクワ政府によって、とくに外交交渉の場で(とくにポーランド・リトアニア王国やコンスタンティノープル総主教庁などに対して)、大いに宣伝された。[145] ただその後、モスクワのツァーリが長々と続く自己の称号のなかに「カザンのツァーリ」及び「アストラハンのツァーリ」というタイトルを加えたことが、[146] モスクワ国家をしてキプチャク・ハン国の後継国家とせしめたと考えるとしたら、[147] 問題である。本稿の筆者の考えでは、少くともモスクワ当局はそうは考えていなかった。イヴァン雷帝自身、その書簡等においてとくにこの面を強調したようにはみえない。彼が一五四七年にツァーリのタイトルを公式に採用したのも、あくまでもキリスト教君主としてであり、タタール人、いわんやムスリムとは何ら関係のないことであった。さらに外交文書や他の一部の例外的文書を除けば、年代記をはじめとする圧倒的多数の文書がカザン併合後もモスクワのツァーリをキリスト教君主であると見ていることに、疑問の余地はない。

さて征服された側の旧カザン・ハン国住民にとって、一五五二年は何を意味したであろうか。われわれは、それが旧カザン・ハン国住民にとって「進歩的」で、歓迎すべき出来事であったとする、時として最近まで繰りかえされて

きた「公式的」観点に、もはや惑わされるべきではないであろう。それは言わば、「歴史家」の「後知恵」に外ならないからである。[148] むしろなすべきことは、旧ハン国住民が一五五二年以後数十年間(もちろんもっと長期的観点から考えることも必要であろうが)に得たもの、あるいは失なったもの、蒙ったことについて冷静に観察することである。もちろんこのことは史料不足から困難な作業であり、それに本稿の課題の枠も越えている。それゆえいくつかの点を指摘するだけに留めておかなければならない。

併合はまず第一に、カザン・タタールにとってはその支配階級のほぼ完全な消滅を意味した。それはカザン・ハン国の支配下にあった諸民族、またタタール人下層民にとっては複雑な意味をもったが(やがて新たな支配者を上にいだかなければならなかったからである)、タタール民族自体にとっては明らかに否定的な意味をもった。第二に、併合はカザン地方原住諸民族の明らかな人口減少と短期的には経済的衰退をもたらした。減少と衰退の実態あるいは詳細はもちろん明らかにできないが、この事実は疑いえない。併合の結果、ロシア市場に結びつけられたことがある時点からカザン地方の経済的活性化につながったことは事実であるが、その利益の大部分がロシア人上層階級とロシア政府に吸収されたであろうことを忘れるべきではあるまい。しかし第三に、タタール人等の社会構造への影響が、破壊的ないし致命的であったかどうかについては簡単に答えられない。既述の如く、征服戦争とその後の叛乱鎮圧期のカザン社会は別にして、その後のカザン地方民の生活基盤にまで、モスクワ政府機構は介入しなかったと考えられるからである。カザン城外のタタール人村におけるイスラムの復興傾向などをみても、[149] モスクワ当局がどこまで諸民族の社会構造そのものに影響をふるえたかは、今後慎重に検討されなければならない。第四に、併合後タタール人の拠点は農村に移り、タタール文化とこの地方のイスラム文化は農村文化として歩むことを余儀なくされた。これは既述の如

く、カザンを初めとする都市がほとんどロシア人の世界となったからである。タタール人も時とともに都市へ戻ってくるが、そのテンポは遅かった。先にも示した通り、一六四六年時点でカザンに住むタタール人の割合は一〇%に満たなかったのである。(アルメニア人と西方人を除く非ロシア人全体でも、おそらく一〇%に達しなかった。)最後に、併合がタタール人に独自の自立的な歴史的歩みを不可能としたことも考慮にいれておくべきであろう。かりに併合そのものが避けられぬものであったとしても、この点を無視しては、併合がもった意味の正しい理解を妨げることになると考えるからである。

一六世紀後半以降のタタール人を初めとする旧カザン・ハン国住民の歴史は、以上の如き点を確認した上でさらにふみ込んで検討されなければならないであろう。

注

(1) 本稿は、一九九〇年度秋のロシア史研究会大会における報告をもとにしている。それはまた次の拙稿と問題関心を同じくしているのみならず、序はほぼ同趣旨、一、二は前稿の大幅な要約、結論に代えての前半も同趣旨である。まったく新しいのが三で、これが本稿の中心をなす。T. Kuryuzawa, "Kazan after 1552: The Rebellion of 1552-1557 (The "Kazan War") and the Muscovite State", The Proceedings of International Conference on Urbanism in Islam (ICUIT). Supplement, Tokyo, 1989. pp. 1-49. なお最近発表された豊川浩一「ロシア国家による地方の併合過程——バシキーリア併合の問題をめぐって——」、『スラヴ研究』第三七号(一九九〇年)、一七七—二〇五頁は、その問題関心の点で本稿と重なる点が多い。

(2) カザン・ハン国の建国年については、一四三八年と一四四五年の二説がある。一四三八年説は、たとえば、M. Худяков, Очерки по истории Казанского ханьства, Казань, 1923, с. 26 が、一四四五年説は、В. В. Вельяминов-Зернов, Исследование о Касимовских царях и царевичах, в 4 томах, СПб., 1863-1887, т. I,

c. 3-13 が提唱している。本稿は前者の説に従っている。カザン・ハン国とそのモスクワ国家への併合に関しては、前掲フジャコフの研究を除いて、さしあたり以下を参照されたい。M. Пинегин, Казань в ее прошлом и настоящем, СПб., 1890; История Татарии в материалах и документах, М., 1937; А. П. Смирнов, Очерки древней и средневековой истории народов Средней Поволжья и Прикамья, М., 1952 (МИА, No. 28); История Татарской АССР, т. I, Казань, 1955; Материалы по истории Чувашкой АССР, вып. 1, Чебоксары, 1958; История Татарской АССР с древнейших времен до наших дней, Казань, 1968; История Казани, Первая книга, Казань, 1988; J. Pelenski, Russia and Kazan. Conquest and Imperial Ideology (1438-1560s). The Hague/Paris, 1974; A. Kappeler , "Die Geschichte der Völker der Mittleren Wolga (vom 10. Jh. bis in die zweite Hälfte des 19. Jh.) in der sowjetischen Forschung", JbfGO. N. F. 26 (1978). S. 70-104, 222-257; id., Russlands erste Nationalitäten, Das Zarenreich und die Völker der Mittleren Wolga vom 16. bis 19. Jahrhundert, Köln/Wien, 1982; E. J. Lazzerini, "Tatarovedenie" and the "New Historiography" in the Soviet Union; Rising the Interpretation of the Tatar-Russian Relation", SR, 40-4, (1981), pp. 625-635; A.-A. Rorlich, The Volga Tatars, A Profile in National Resilence, Stanford, 1986; 石戸谷重郎「十六世紀中葉におけるロシアとカザン」『奈良産業大学紀要』、第二集、一九八六年。同「イヴァン四世の東方政策——カザン・アストラハンの併合——」『奈良女子短大紀要』、第一七号、昭和六一年。

(3) とくに初期ロシア史における北方への拡大については、たとえば J. Martin, Russian Expansion in the Far North. X to mid-XVI Century, in: M. Rywkin (ed.), Russian Colonial Expansion to 1917. London and New York, 1988, pp. 23-43 を参照。

(4) 石戸谷「イヴァン四世の東方政策」、一一一一六頁

(5) ストローガノフ家については、A. A. Введенский, Дом Строгановых в XVI-XVII в., М., 1962 またエルマーク及び西シベリアの併合については、さしあたり A. A. Преображенский, Урал и Западная Сибирь в конце XVI-начале XVIII века, М., 1972; Р. Г. Скрынников, Сибирская экспедиция Ермака, 2-ое издание, исправленное и дополненное, Новосибирск, 1986. さらに吉田俊則「シベリア植民初期のロシア人社会について」、『ロシア史研究』第四七号(一九八九)、三九—五五頁を参照。

(6) ロシア国家の各方面への拡大については、さしあたり注(3)に掲げた M. Rywkin の編書を参照されたい。

(7) この点については A. Bennigsen, Ch. Lemercier-Quelquejay, "Musulmans et missions orthodoxes en Russie

orientalle avant 1917. Essai de bibliographie critique", CMRS (1972), pp. 57-113; M. Batunsky, "Russian Missionary Literature on Islam", ZfRGG, 39. Jhg., H. 3 (1987), pp. 253-266; id., "Muscovy and Islam: irreconciliable strategy, pragmatic tactics", Saeculum, XXXIX-1 (1988), pp. 63-81 を参照。ソ連邦におけるイスラム研究史に関するH. A. Смирнов, Очерки истории изучения ислама в СССР, М., 1954 も役に立つ。

(8) 初期モスクワ国家の形成と拡大については、A. E. Пресняков, Образование великорусского государства (Очерки по истории XIII-XV столетий), Пг., 1920 (Reprint, The Hague, 1966); Л. В. Черепнин, Образование русского централизованного государства в XIV-XV веках, М., 1960; R. O. Crummey, The Formation of Muscovy, 1304-1613, London & NY., 1987 を参照。

(9) ナスニク制(及びヴォエヴォーダ制)については、И. E. Андреевский, О наместниках, воеводах и губернаторах, СПб., 1864; Н. Е. Носов, Очерки по истории местного управления русского государства первой половины XVI века. М.-Л., 1957; А. А. Зимин, Список наместников русского государства первой половины XVI в., АЕ за 1960 г. М., 1962, с. 27-42; B. L. Davies, "The Town Governors in the Reign of Ivan IV", Russian History. vol. 14. No. 1-4 (1987), pp. 77-143. とくに pp. 107-119. また吉田俊則「中央集権化期ロシアの地方制度」、『ロシア史研究』第四三号(一九八六年)、三一—三三頁を参照。

(10) И. И. Смирнов, Очерки политической истории Русского государства 30-50-х годов XVI века, М.-Л., 1958; А. А. Зимин, Реформы Ивана Грозного, М., 1960. 鳥山成人「イヴァン四世の改革の性格——一五五〇年のСудебник 85条の解釈をめぐって——」(一)、(二)、『スラヴ研究』第五号(一九六一)一七—三一頁、第六号(一九六二)一—一六頁。拙稿「ロシア中央集権国家の形成と貴族階級——B・Б・コブリンの近業によせて——」、『商学討究』(小樽商大)、三六—四(一九八六)、一—一五頁。

(11) モスクワ軍によるカザン攻略の様相については、Худяков, Указ, соч. с. 136-148 及び石戸谷「イヴァン四世の東方政策」を参照。一五五二年夏からの経過についての主たる史料は以下の年代記である。ПСРЛ., т. XIII, Первая половина (=Никоновская Летопись), СПб. 1904 (М., 1965), с. 203-219; Там же, Вторая половина (=Так называемая Царственная книга), с. 499-513; ПСРЛ., т. XIX (=История о Казанском царстве=Казанский летописец), СПб., 1903 (Vaduz, 1973), с. 117-169; Казанская История, Подготовка текста, вст. статья и примечания Г. Н. Моисеевой, М.-Л., 1954, с. 126-161; Historie vom Zartum Kasan (Kasaner Chronist), Übersetzt, eingeleitet und erk-

lärt von F. Kämpfer, Graz, Wien, Köln, 1969. SS. 194-259; ПСРЛ., т. XXIX (=Летописец начала царства царя и великого князя Ивана Грозного), М., 1965, с. 95-109; Там же (=Александро-Невская летопись), с. 190-204.

(12) ПСРЛ., т. XIII, с. 220-222. cf. Kuryuzawa, op. cit., pp. 5-7.

(13) ПСРЛ., т. XIII, с. 230сл.

(14) アールスク地方はカザン・ハン国の中核地域。農業を主とする先進地域で、タタール人を主たる住民とするが(一部にはヴォチャク人も住んでいた)、厳密な境界を決定するのは困難である。ここではカザンとカザンカ川上流域のアールスクを結ぶ線を中心とするヴォルガ左岸(そのとくに南側カマ川に至る)地帯と広く解釈しておく。cm. История Татарии. с. 129, 134; И. П. Ермолаев, Среднее Поволжье во второй половине XVI-XVII вв. (Управление Казанским краем), Казань, 1982, с. 60; Kappeler, op. cit., SS. 83-84.

(15) ПСРЛ., т. XIII, с. 202

(16) 草原地方とは、カザンの西、北西方の、ヴォルガ左岸ないし北方に広がる地方をさす。主にチェレミス人が居住するが、一部にはタタール人も住んでいた。Ермолаев, Указ. соч., с. 60; Kappeler, op. cit., S. 84.

(17) ただ他のいくつかの年代記は残留部隊の規模を伝えている。たとえば、『ロシア(ノヴゴロド)年代記断片』のヴォスクレセンスキー本は七、〇四〇名(ПСРЛ., т. VI, СПб., 1853=Reprint, Vaduz, 1973, с. 314. Ермолаев, Указ. соч., с. 179は五、五〇〇名と計算しているが、おそらく誤り)、『カザン年代記(レトピーセツ)』はカザンに六〇、〇〇〇人、スヴィヤシクに四〇、〇〇〇人(ПСРЛ., т. XIX, с. 174)という数字をあげている。後者は明らかに誇張である。歴史家H・M・カラムジンは四、五〇〇人(小士族(ジェーチ・ボヤールスキエ)一、五〇〇と銃兵(ストレリツィ)三、〇〇〇)と「多数のカザークたち」が残ったとしているが(Н. М. Карамзин, История Государства Российского, кн., II, т. VIII, М., 1989, с. 116)、典拠は示されていない。

(18) ПСРЛ., т. VI, с. 314. カザン年代記では一一月一日とされている(ПСРЛ., т. XIX, с. 186)。

(19) ヴォルガ右岸のカザン・ハン国領。チュヴァシ、タタール、チェレミス人などが居住(Ермолаев, Указ. соч., с. 60; Kappeler, op. cit., SS. 83-84.)。

(20) カラムジンも「それ[一〇月六日]に続く数日間に、ヨアンは町[カザン]と諸地方における『統治体制(プラヴィーチェリストヴォ)』の構築に従事した」と伝えている(Карамзин, Указ. соч., с. 116)。(なお本稿においては、[ ]内は栗生沢による補足ないし説明、また引用文中の『 』は、特に断わりのない場合は、原文中の大文字で始まる語を表わすものとする。)ところでイヴァン雷帝が

カザン攻略後わずか九日足らずで、一二―一五万と言われるモスクワ軍の大部分を率いて帰還の途についたことは、やはり同時代人にとっても異様のことと見えたようで、A・M・クールブスキー公――イヴァンの信頼する軍司令官で貴族であったが、後に交戦中の敵国リトアニアへと亡命し、その地からイヴァンの圧政を非難する書簡を書き送った――も、カザン遠征軍のなかに反対の声のあがったことを伝えている。彼によれば、側近のある者たちは、カザン支配を確固たるものとするために、ツァーリはこれを振り切って帰国の途についたという。クールブスキーはその後間もなくして起った叛乱が、イヴァンのこうした戦術的誤りに原因があったと考えているのである。cm. Сочинения князя Курбского. т. I, РИБ., т. XXXI, СПб., 1914, с. 205-206.

(21) カザン攻撃の最前線拠点としてのスヴィヤシクの建設とその後の山岳地方住民のモスクワ国家への服属については、ПСРЛ., т. XIII, с. 164-165; ПСРЛ., т. XIX, стб. 63; ПСРЛ., т. XX, с. 481-482; ПСРЛ., т. XXI. с. 641 を参照(なお諸年代記によれば、山岳地方は、住民らの「嘆願によって」、つまり自発的に、モスクワのツァーリに臣従の礼をとったという)。さらに F. Kämpfer, "Die Eroberung von Kasan 1552 als Gegenstand der zeitgenössischen russischen Historiographie", FOG., Bd. 14 (1969), SS. 33-47 を参照。

(22) ПСРЛ., т. XIII, с. 221, 516.

(23) Ермолаев, Указ. соч., с. 12.

(24) РК. 1475, с. 138.

(25) Там же, с. 131.

(26) Там же, с. 133-134.

(27) Там же, с. 139.

(28) Там же, с. 133-134.

(29) 以上については、さしあたり Носов, Указ. соч.,; Н. Е. Носов, Становление составно-представительных учреждений в России, Л., 1969(とくにその第三―第五章)；Зимин, Реформы Ивана Грозного, с. 357-360, 397 сл., 422 сл; 吉田俊則「ロシアにおける中央集権化と地方社会――いわゆるグバー制度導入過程をめぐって――」、『スラヴ研究』第三二号(一九八五年)、二六―五三頁、及び同「中央集権化期ロシアの地方制度」論文を参照。

(30) たとえば、ПСРЛ., т. XIII, с. 269; ПСРЛ., т. XIX с. 174; Казанская История, с. 165; ПСРЛ., т. XXIX, с. 246. さらに本稿後述一〇一ページ参照。

(31) Ермолаев, Указ. соч., с. 38. 後述するように、カザンとほとんど同じ形式で、しかもカザンより早い時期にヴォエヴォーダが任命されているケースがある(九六頁及び注(73)参照)。またH・E・ノーソフも、エルモラーエフがナメスニクを中

央権力からまったく規制を受けない無制限の権力の行使者と捉えている点を批判し、ナメスニクと言えども、任命の際には一種の「指示書」уставная грамота(「ナメスニク行政文書」)を交付されているのであり、しかも一六世紀中葉には、中央権力も様々な方法を通じてナメスニクに対する統制を強めていたことを指摘している。см. ВИ., 1985-6, с. 109-111. アンドレーエフスキーも次のように記している。「一五五五年にナメスニキを廃止しようとしたイヴァン四世政府は、彼らに代って直ちに別種の行政形態[ヴォエヴォーダ制]を導入しようと決断したわけではなかった。」(Андреевский, Указ. соч., с. 37)。さらに Зимин, Реформы Ивана Грозного, с. 190-194.(これについて後述、注(75)をも参照)及び Davies, "The Town Governors" p. 107f. また吉田「中央集権化期ロシア……」九―一二頁。

(32) 最初の「カザン局」局長(дворецкий Казанского двора)はД・Р・ユーリエフで、一五五三年一月にはすでに活動を始めている(СИРИО., т. 59, с. 370)。中央のカザン行政機関については、M. Rywkin, "The Prikaz of Kazan Court: First Russian Colonial Office", CSP, 18 (1976). pp. 293-300; Ермолаев, Указ. соч., с. 52-62; Kappeler, op. cit., pp. 96-97 を参照。

(33) たとえば Ермолаев, Указ. соч., с. 14 がこのような主張をしている。一五五五年のシューイスキスー公に対する「訓令」は、ААЭ, т. I, СПб., 1836, No. 241, с. 257-261 に含まれている。

(34) Kuryuzawa, op. cit., p. 13f.(もっとも『ニコン年代記』が叛徒としてチェレミス人の名をあげる事例(ПСРЛ., т. XIII, с. 246 など)は多くはない。叛乱の第四段階(一五五六年三月に始まる)のみがやや異なって、アールスク及び沿岸地方 Побережная сторона に端を発していたが、このときも叛乱軍を統率したのは草原地方の百人長、マミチ・ベルデイであった。ПСРЛ, т. XIII, с. 246, 247, 265, 266, 282)。

(35) とくに第三段階(一五五四年秋以降)ではそうで、政府軍は一五五四年の秋にはアールスク地方の貴族を中心とする叛徒一、五六〇人を殺戮し、「かくてアールスク及び沿岸地方の全住民が固く君主の支配下におかれ、全ヤサークを完全に支払った」と記されている(ПСРЛ., т. XIII, с. 247)。

(36) Ермолаев, Указ. соч., с. 24, 30.

(37) Там же, с. 17, 22, 30-31. さらに Худяков, Указ. соч., с. 148-161 や Ист. ТАССР, т. I (1955), с. 138-140 などもこうした立場に立っている。これに対したとえば Ист. ТАССР. 1968, с. 107сл. などはロシア人植民の重圧にあえぐ諸民族の広汎な反封建的、反植民地的農民闘争と解す。

(38) 一五世紀中葉にモスクワ国家内に「カシモフ皇国」(ないしハン国)が創建されて以来、またとくにカザンに対するモスク

ワの保護権が及び始めたと一般的に考えられている一四八七年以降(もっともこれには反論もある。Pelenski, op. cit., p. 284f.をみられたい)、モスクワへの勤務につくタタール人の数は急増する。たとえば『カザン年代記』は、一五五二年、カシモフ・ハン、シャフ・アリが、おそらくは二人のアストラハン・ハン国出身の皇子を含む幾人かのタタール人皇子とともに、六〇、〇〇〇人のタタール勤務兵を率いて、カザン攻撃に向かうモスクワ軍に加わったことを伝える(ПСРЛ, т. XIX, с. 112-114; Казанская История, с. 123-124)。六〇、〇〇〇という数は誇張と考えられるが(本年代記の歴史史料としての性格及び『ロシア年代記全集』第一九巻――Г・З・クンツェーヴィチ校訂版――及び、モイセーエヴァ版の価値については、さしあたりKämpfer, Eroberung. SS. 9-24を参照。いずれにせよ本年代記を歴史的史料として用いるときは、十分に慎重な態度が必要である)、多くのタタール人がカザン陥落前にロシア軍に勤務していたことは確かであろう。さらに『ツァーリにして大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチ治世開始の年代記』(ПСРЛ, т. XXIX, с. 63)も最後のカザン攻撃が始まる直前に、とくに山岳地方のタタールが多数モスクワ側に走ったと伝えている。この点についてはさらに、М. Н. Тихомиров, Россия в XVI столетии, М., 1962, с. 487-488; Kappeler, op. cit., SS. 52-54, 74-75, 144を参照。なおカシモフ皇国については後述する。

(39) 最後のカザン・ハン、ヤディガル・メフメトはカザン攻撃中に捕虜となり、モスクワへ連行された。彼の数奇な運命については『カザン年代記』(ПСРЛ, т. XIX, с. 180-183)に記されている。またPelenski, op. cit., pp. 262-264をも参照。叛乱の第三、第四段階で目ざましいリーダーシップを発揮したのは、草原地方の百人長マミチ・ベルデイであったПСРЛ, т. XIII, с. 247, 265-266, 282)。彼は最後には、アフポルベイ(ノガイの公ユスフの子アリー・エクレムで、カザン・ハン妃、シュン・ビケの兄弟か)を擁立せんとすらした。後者はノガイから(わずか)百人の手兵を率いて草原地方にやってきたが、いかに高貴な家柄に連なる真の指導者が不足していたかが以上のことからもうかがえる(ПСРЛ, т. XIII, с. 265; Худяков Указ. соч., 148-152, 158; Pelenski, op. cit., p. 49)。

(40) 以上についてはKappeler, op. cit., SS. 2-4, 9-10, 18-21, 33-39, 43-44, 47-63を参照。

(41) Kuryuzawa, op. cit., pp. 5-7.

(42) たとえば『ニコン年代記』によれば、一五五二年一二月の叛乱が一〇〇人以上の叛徒の処刑をもって終了した後、カザンから小士族アレクセイ・ダヴィドフらの部隊がアールスク地方と沿岸地方の諸地域 волости に派遣され、「ヤサークを完全に徴収し、[カザンの]ヴォエヴォーダらの許に運んできた」

(ПСРЛ., т. XIII, с. 229)が、これはモスクワ政府が叛乱鎮圧直後からヤサークの徴収に執念を燃やしていたことを反映していると考えられる。

(43) ПСРЛ., т. XIII, с. 230

(44) Там же, с. 228, 245, 247.

(45) ヴォルガ、カマ川の経済的意味に関しては、M. B. Фехнер, Торговля Русского Государства со странами востока в XVI веке, M., 1956, с. 18-19, 41-46を参照。

(46) ПСРЛ., т. XIII, с. 230. 同二六九頁からは、叛徒がその他にもチャルイムスク皆その他「多くの皆」を建てていたこと、そして政府軍がやがてそれをすべて攻略したことが分る。

(47) 注(7)にあげたものの外に以下を参照。E. A. Можаровский. Изложение хода миссионерского дела по просвещению инородцев с 1552 по 1867. ЧОИДР, 1880, кн. 1, с. 1-261; И. Катетов, Обзор правительственных и церковных распоряжении касающихся обращения в Христианство Татар-Мухамедан, Странник, 8 (1886), с. 565-591; С. Л. Урсынович, Новокрещенская контора. К вопросу о роли православного миссионерства в колонизационной и национальной политике самодержавия, Атеист, 54 (1930), с. 22-50; Ch. Lemercier-Quelquejay, "Les missions orthodoxes en pays musulmans de moyenne et basse Volga. 1552-1865". CMRS. 3 (1967). p. 369-404; M. Batunsky, "Islam and Russian Medieval Culture", Welt des Islams, XXVI, 1986. pp. 1-27.

(48) Kappeler, op. cit., S. 58.

(49) Pelenski, op. cit., pp. 177-281; Kämpfer, Eroberung, SS. 48-53, 73-79, 92-99, 123-125, 136-140.

(50) ПСРЛ., т. XIII, с. 250-251; Kappeler, op. cit., SS. 115-116.

(51) グーリーはかつて、ヨシフォーヴォロコラムスキー修道院の掌院であった。一六世紀にはヨシフ派は君主権と親密な関係にある正教会主流派であったので、彼のカザン大主教任命は、モスクワ政府がいかにこの地方を重視していたかを示している。このことは、のちにカザン大主教(その後府主教)のゲルモゲンが、モスクワと全ロシアの総主教となったこと(一六〇六年)によっても裏付けられる。cf. Kappeler, op. cit., SS. 115-120; Pelenski, op. cit., p. 270f. ヨシフ派については、拙稿「ヨシフ・ヴォロツキーの政治理論」(I)、(II)、『スラヴ研究』、第一六号(一九七二年)、九一一二四頁、第一七号(一九七三年)、一一〇三一一二九頁を参照。

(52) AAЭ, т. I, No. 241 (注(33)参照)

(53) Там же, с. 259.

(54) Там же, с. 259-260.

(55) Е. Е. Голубинский, История Канонизации святых в Русской церкви, M., 1903, с. 92-109; А. А. Зимин, И. С. Пересветов и его

современники, М., 1958. с. 29-108; А. С. Хорошев, Политическая история русской канонизации (XI-XVI вв.), М., 1986, с. 166-192.

(56) Благовещенский иерей Сильвестр и его писания, ЧОИДР, 1874, кн. I, с. 88-100.

(57) ПСРЛ, т. III, с. 156-157; СИРИО., т. 59, СПб., 1887, с. 615.

(58) B. Nolde, La Formation de L'empire Russe. Etude, Notes et Documents, t. I, Paris, 1952, p. 120; Pelenski, op. cit., p. 268; Kappeler, op. cit., S. 119 によれば、唯一の例外は一五五七年のヴャトカ地方(ヴォチャク人)に交付された文書であるという。もっともこの地方は旧ハン国の版図には入っていなかった。

(59) Можаровский, Указ. соч., с. 10, 18-20. モジャロフスキーが典拠とした史料(イヴァン雷帝のグーリーあて一五五七年四月五日の書簡——その抜粋が Ист. Татарии, с. 152 にある——であるが、ソヴェトの歴史家カシターノフによれば、これ)は偽作文書であるという(С. М. Каштанов, Земельнонмунитетная политика Русского правительства в Казанском крае в 50-х годах XVI в. —— по актовому материалу ——, УЗКГПИ., вып. 80 (1970), с. 185 сл., 197 (прим. 73).

(60) ПСРЛ., т. XIII, с. 247, 269сл.; Pelenski, op. cit., p. 264f.

(61) ПСРЛ., т. XIII, с. 247. リヴォニア戦争は一五五八年一月、前カザン・ハン、シャフ・アリ(シガレイ)とM・B・グリンスキー公麾下のロシア軍のリヴォニア侵入によって始まったが、ニコン年代記はこのときのロシア軍中に、(カザン)タター ル(と新改宗者)、チェルケス(ピャチゴールスキー)、モルドヴァ人などが多数含まれていたことを伝えている(ПСРЛ., т. XIII, с. 289-290)。またカラムジンも、一五五七年秋、国境に集結したロシア軍に、シャフ・アリ・ハンを筆頭に、タター ル、チェレミス、モルドヴァ、ピャチゴールスキー・チェルケス人が加わっていたことを伝える(Карамзин, Указ, соч., с. 163)。

(62) Kappeler, op. cit., SS. 134-135.

(63) ibid., S. 120

(64) ПСРЛ., т. XIII, с. 266

(65) Там же, с. 269-270

(66) В. П. Остроумов, Казань. Очерки по истории города и его архитектуры, Казань, 1978. с. 26-43. なおプスコフの建築家ポスニク・ヤコヴレフーバルマは、モスクワののちに赤の広場と呼ばれる場所の南端にその威容を誇るヴァシーリー・ブラジェンヌイ寺院を建築したことでつとに有名であるが、これまで二人の人物とされてきた。これに対しカザンの考古学者・歴史家のカリーニンは、一人の人物であるとする仮説を提唱している。см. Н. Ф. Калинин, Постник Барма-строитель собора Василия Блаженного в Москве и Казанского Кремля, СА.,

1957, No. 3, c. 261-264.

(67) РК. 1475. с. 138, 139, 144, 152

(68) Тихомиров, Указ. соч., с. 501, 504 さらに Ермолаев, Указ. соч., с. 69-70.

(69) Там же, с. 481-482.

(70) Kappeler, op. cit., SS. 94-95; Тихомиров, Указ. соч., с. 484, 504-505

(71) Ермолаев, Указ. соч., с. 35-36. もっとも各要塞の建設年は、大よそのものである。たとえば、Kappeler, op. cit., Karte 4 は異なる年代をあげている。

(72) Ермолаев, Указ. соч., с. 28-37.

(73) たとえば七〇五八年(一五五〇年)四～五月、ヴォルガ中流域(カザンよりは上流)のヴァシリゴロドでは三人のヴォエヴォーダが、ナメスニクなしで、「一年任期を全うする」ように命ぜられている(РК. 1475. с. 125)。またノヴゴロドにおいても七〇六〇年(一五五一年)九月にはヴォエヴォーダ、Ф・И・トロエクーロフの存在が確認される(ПСРЛ., т. III, с. 156)。ソヴェトの歴史家プロンシュテインはこれを一五五二年のこととするが、これは誤りであろう(А. П. Пронштейн, Великий Новгород в XVI веке, Харьков, 1957. с. 213)。もっとも、このトロエクーロフがいかなる種類のヴォエヴォーダであったかは不明である。プロンシュティンはこれをノヴゴロド最初のヴォエヴォーダと考えている。従来見られたタイプのものと異なるものであることは想像できる。РК. 1475. с. 129 は、ニジニ・ノヴゴロドでも一五五〇年九月、三人のヴォエヴォーダが「一年任期」で任命されていることを伝える(ナメスニクはあげられていない)。このような例はさらに何件か確認できる。

(74) Ермолаев, Указ. соч., с. 38. (本稿前述八六頁及び注(31)をも参照)

(75) これに対しジミーンは、すでに一六世紀前半から、国境地帯の都市に派遣されたヴォエヴォーダが、本来の軍事的職務のみならず、彼と並んで存在したナメスニクの職務をも行使しつつ、次第にナメスニクに取って代わりつつあった、と考えている(Зимин, Реформы, с. 191-192)。もっともジミーンの見解は、以上に記したことと必ずしも矛盾するものではない。全体としてナメスニクからヴォエヴォーダへという流れがあって、それが五〇年代、とくにカザン併合後(それも三度の叛乱の終わる八〇年代初以降)はっきりとヴォエヴォーダ制の方向に傾斜することとなった、と考えられるからである。

(76) РК. 1475. с. 145.

(77) 門地制については、А. И. Маркевич, История местничества в Московском государстве в XV-XVII веке, Одесса, 1888 (Reprint, The Hague, 1970); А. А. Зимин, Источники по истории

местничества в XV-первой трети XVI в., АЕ. за 1968 г. с. 109-118; его же, Реформы, с. 171. 189-190, 334сл, 342-345, 441сл; С. О. Шмидт, Становление российского самодержавства, М., 1973, с. 262-307; В. И. Буганов, 'Бражлотворное' местничество, ВИ, 1974-11. с. 118-133 さらには(やや対象とする時代は下がるが)、鳥山成人「十七世紀末ロシアの『門地制』廃止と『代官制』導入計画——『ピョートル改革』前史の一考察——」、『文学部紀要』(中央大)、第三三号(一九八八年、通巻第一二八巻)、八三—一〇八頁を参照。

(78) РК. 1475. с. 131, 139; Ермолаев, Указ. соч., с. 39

(79) Ермолаев, Указ. соч., с. 38-39

(80) РК. 1475, с. 436 によれば、八〇年代の叛乱鎮圧後の、たとえば一五九〇年には、カザン、チェボクサールィ両市に任命されたヴォエヴォーダは各一名であった(この年のスヴィヤシクについては情報がない)。その後一五九〇年代のカザンにおけるヴォエヴォーダ数は、二名を越えることはなかった(Там же, с. 486, 494, 504, 513)。スヴィヤシクでは、一五九四年から九七年までは一名のヴォエヴォーダしか任命されていない。チェボクサールィ、アラティル、コクシャイスクなどでも同様の傾向がみられる。

(81) 注(33)を参照。厳密に言えば、ヴォルガ中流域諸都市のヴォエヴォーダに対する「訓令」文書は一六世紀に関しては残されていない。ここでいうП・И・シューイスキー公への「訓令」は、本来はカザンへ向かう大主教グーリーへ与えられた諸文書(Акты)の一部をなすものである。だが「訓令」を広義に解釈するならば、一六世紀にも、管見の限りでは三通が存在したと、考えることができる。第一は、ここで言うシューイスキー公へのもの。第二は、一五七四年二月のカザンのヴォエヴォーダП・А・ブルガーコフへのУставная грамота(後述する如く、非ロシア人支配の原則に関する行政文書——В. Д. Дмитриев, Документы по истории народов Среднего Поволжья XVI-начала XVII века, УЗЧув НИИ, 1963, вып. 22, с. 133-136)。第三は、一五八一年一一月三〇日のスヴィヤシクのヴォエヴォーダ、Б・サブーロフへの文書である(ДАИ, т. I. СПб., 1846, No. 127, с. 183-184)。

(82) ААЭ, т. I. с. 259.

(83) とくにイヴァン雷帝がクールブスキーに宛てた第一の書簡(拙訳『イヴァン雷帝とクールブスキー往復書簡試訳』(I)、(II)、『人文研究』(小樽商大)第七二輯(一九八六年)、第七三輯(一九八七年)。

(84) ААЭ, т. I. с. 259.

(85) Там же, с. 260

(86) Там же, (傍点は栗生沢)

(87) АИ, т. I. СПб. 1841, No. 162 (с. 298-299); Kappeler, op. cit.,

(88) カザン大主教グーリーへの一五五五年五月の文書の末尾に、カザン大主教グーリー、掌院ヴァルソノフィ(カザンのスパソ・プレオブラジェンスキー修道院長)、スヴィヤシクの掌院ゲルマン(ボゴロジツキー修道院長、のち第二代カザン大主教)のための財政的援助の文章がある(Там же, с. 261)。カシターノフはこの部分は、一五五五年ではなく、一五六四年頃に編まれたと考えている(Каштанов, Указ. статья, с. 200, прим. 99)。

(89) 一五五〇年代から六〇年代初にかけて、カザンにスパソ・プレオブラジェンスキー、ウスペンスキー(一五六〇年郊外に移されてからはイラントフ)、スヴィヤシクにボゴロジツキー、トロイツキー修道院が建てられた。併合後初期段階でのカザンの修道院については、И. М. Покровский, К истории Казанских монастырей до 1764 года, ИОАИЭ, т. XVIII (1902), ч. 3, с. 1-80 を参照。またこの時期の教会・修道院に対するモスクワ政府の土地政策については、С. М. Каштанов, Указ. статья. 及び его же, Возникновение русского землевладения в Казанском крае (Документы) УЗКГПИ, 1973, вып. 116, с. 3-35. を参照。カシターノフによれば、モスクワ政府は、新領土における教会・修道院の役割の重要性を認識して、その経済的基盤の整備に努めたが、大主教座創設の一五五五年まではカザン側(草原地方)における土地の下賜はみられなかった。またその後は、積極的に土地や裁判イムニテート特権を下賜して行くが、それも十分な戦略的配慮の上でなされたという。(内外の敵――外敵とは主にノガイ・タタール、クリミア・タタール――がカザンに容易に接近しえないような地域、すなわちカザンの南方に、多く土地を下賜する。)この点についてはさらに Kappeler, op. cit., SS. 116-118 をも参照。

(90) 注(81)を参照。

(91) ДАИ, т. I, с. 184

(92) Там же.

(93) Андреевский, Указ. соч., с. 53-106; Ермолаев, Указ. соч., с. 38-45.

(94) В・Д・ディミトリエフによれば、カザン、スヴィヤシク、また時にはチェボクサールィには、書記の上に голова(頭)と呼ばれるロシア人の役人がいたという。「タタール頭」のように、とくに直接原住民の統治にあたる役職に多かったと考えられる。(В. Д. Дмитриев, Политика царского правительства в отношении нерусских крестьян Казанской земли во второй половине XVI-начала XVII веков, ВАИЧ, Чебоксары, 1981, с. 7-8)。この職務は一七世紀には通常のものとなる(Ермолаев, Указ. соч., с. 128-130, 131-134, 138-139)。

(95) ПСРЛ, т. XIX, стб. 75, 336; Казанская История, с. 96-97. た

だし『カザン年代記』ないし『カザンの歴史』が歴史的史料としては、その利用にあたって慎重を期すべきであることについてはすでに述べた。これについてЗимин, Реформы, с. 381などは、この数字をそのまま受けいれているが、Pelenski, op. cit., pp. 237-240は明らかな誇張とみて、実数は一五、〇〇〇～二〇、〇〇〇人と想定している。なお『ツァーリ……イヴァン……治世開始の年代記』は、カザン陥落以前に山岳地方、カザン市、カザン地方から解放され、スヴィヤシクで登録されたロシア人捕虜だけで六〇、〇〇〇人としている(ПСРЛ, т. XXIX, с. 66)。Материалы по истории Татарской АССР: Писцовые книги города Казани. 1565-68 гг. и 1646 г. Л., 1932, с. XIVは、この数字を採用している。

(96) Там же, с. 183; И. П. Ермолаев, Город Казань по писцовой книге 1565-1568 годов, в кн.: Страницы истории города Казани, Казань, 1981, с. 11

(97) Н. И. Костомаров, Личность царя Ивана Грозного, в кн.: его же, Исторические монографии, т. XIII, СПб., 1881, с. 263-265; С. М. Соловьев, История России с древнейших времен, кн. III (т. 5-6), М., 1960, с. 467. 例によって『カザン年代記』はロシア軍を二〇〇、〇〇〇万人としている(ПСРЛ, т. XIX, стб. 113-114; Казанская История, с. 124)。

(98) この土地台帳については、さしあたりKappeler, op. cit., SS. 104-105を参照。このときの結果が、カザンについては、既に掲げたМатериалы по ист. ТАССР, с. 1-71, с. 179-193に記載されている。

(99) Там же, с. 180では九七八戸とされているが、計算上は一、〇〇八戸となる。

(100) Там же, с. 179-181. この史料では総戸数一、八二三戸となるが、Ермолаев, Указ. статья, с. 11は正しく一、八五三戸と算定している。

(101) Там же, с. 48, с. 181

(102) Тихомиров, Указ. соч., с. 503-504も約一〇、〇〇〇人と見積もる。Н. Д. Чечулин, Города Московского государства в XVI веке, СПб., 1889, с. 202-206は、ロシア人が最低七、〇〇〇人、タタール人が六、〇〇〇人、合わせて最高一五、〇〇〇人と見積もる。

(103) Материалы по ист. ТАССР, с. 181; Чечулин, Указ. соч., с. 206, прим. 1. タタール人村では冬には、一戸に一〇家族ないしそれ以上が住んだと言われる。

(104) モスクワ国家におけるポサード民の意味とそのおかれていた状況については、拙稿「ツァリーズム成立期における国家権力と都市民」、『ロシア史研究』第四一号、一九八五年、二一—二二頁、同「モスクワ国家と都市ポサード民——ポサード民をめぐる状況と彼らの闘い——」、『西洋史研究』(東北大

学)第一六号(一九八七年)、一九四―二〇七頁、さらにこの分野における最近の研究、鳥山成人「十七世紀ロシアの〝商業的農民〟と都市の〝免税者〟――ジミニ＝ノヴゴロドの修道院領農民を中心に――」、『文学部紀要』(中央大)、第三七号(一九九二年、通巻第一四五巻)、一一四六頁を参照。

(105) История Москвы, т. I, М., 1952. с. 446сл. 拙稿「モスクワ国家と都市ポサード民」、一九六―一九七頁。

(106) Тихомиров Указ. соч., с. 480-483; Kappeler, op. cit., SS. 109—111.

(107) Материалы по ист. ТАССР, с. 193-195.

(108) 本来のポサード民としてここでは、ポサード居住民のうち、商人(ゴスチと専売人)、「ポサード民」、「ポサード民」の寡婦を算入した。

(109) Ермолаев, Указ. соч., с. 32, 35-36; Kappeler, op. cit., SS. 139-140, 173-175.

(110) Материалы по ист. ТАССР, с. 196.

(111) Соловьев, История России, кн. II (т. 3-4), М., 1960, с. 648.

(112) Kappeler, op. cit, SS. 112-114; С. Б. Веселовский, Исследования по истории опричнины. М., 1963, с. 149 сл.

(113) Kappeler, op. cit., SS. 112-114

(114) Г. И. Перетяткович, Поволжье в XV-XVI веках. М., 1877, с. 250-255. さらに С. Х. Алишев, Исторические судьбы народов среднего Поволжья. XVI-начало XIX в., М., 1990, с. 93-97. なおアリシェフは、マリ(チェレミス)、チュヴァシ、モルドヴァ人地方に入植したロシア人についても考察を加えている。

(115) Е. И. Чернышев, Татарская деревня второй половины XVI и XVII в., в: Ежегодник по аграрной истории Восточной Европы, 1961 г., Рига, 1963, с. 175.

(116) Kappeler, op. cit., S. 108

(117) ibid. SS. 104f.

(118) たとえば、Тихомиров, Указ. соч., с. 472-475; Ист. ТАССР, 1968, с. 103.

(119) Kappeler, op. cit., SS. 104-109

(120) Р. Г. Скрынников, Начало опричнины, Л. 1966, с. 277-297, 320-327

(121) Там же, с. 296-297; Kappeler, op. cit., S. 112

(122) Скрынников, Указ. соч., с. 279сл.

(123) ПСРЛ., т. III, с. 157

(124) これについては、さしあたり拙稿「ゴスチ考」、『スラヴ研究』第三二号(一九八五年)、一八―一九頁を参照。

(125) РК. 1559, с. 81

(126) В. Д. Королюк, Ливонская война, М., 1954, с. 72-84.

(127) G. Vernadsky, The Mongols and Russia. New Haven/London. 1953. pp. 320f.

(128) 「カシモフ皇国」ないしカシモフ・ハン国の歴史については、Вельяминов-Зернов, Указ. соч.; Н. И. Шишкин, История города Касимова с древнейших времен. Рязань, 1891 を参照。カシモフ・ハン国の形成の状況をめぐっては次の二説が対立している。伝統的な、言わばロシア中心的な観点は Вельяминов-Зернов, т. I, с. III сл., 15-28 によって提唱されたもので、オカ河畔の、ゴロジェツ―メシチェールスキーのカシム(カザン・ハン、マフムート―マフムーデクの兄弟)への下賜(一四五二年)は、大公ヴァシーリー二世の意志によるもので、後者はこれにより、自国領内にタタール人の属国を創り、もって新たに成立したカザン・ハン国を牽制しようとしたとする。この観点はその後広く、ロシア、ソヴェト史家、外国人研究者によって受け容れられている(たとえば、Очерки истории СССР. Период феодализма IX-XV вв. в двух частях, ч. II, М., 1953, с. 295; Vernadsky, op. cit., pp. 316, 329-332)。これに対しフジャコフらは、このハン国の創建は、一五世紀中葉のカザンの軍事的優越状況の下でなされたことを指摘する。それはウルク・マフムーデク・ハンの捕虜となったモスクワ大公に強制されたもので、モスクワはカシモフ・ハンに税 выход を支払った。このハン国は、キャプチャク・ハン国の新たな後継国家とみなされ(たとえ小なりとはいえ)、カザンの要請をうけて、ロシア諸公国をコントロールする役割を帯びていたとする(Худяков, Указ. соч., с. 21-23; М. Г. Сафаргалиев, Распад Золотой Орды, Саранск. 1960, с. 255-257)。本稿の筆者は、この点についての判断は避けたいが、成立の事情がいかなるものであるにせよ、その後カシモフ「皇国」が急速にモスクワの属国化したことは事実であり、そのことが重要であると考えている。

(129) もっとも併合直後の勤務タタールへの封地下賜(恵与)文書は、まったく残っていない。後のたとえば、一六〇二―一六〇三年のИ・ボルチンの土地台帳等から間接的に知られるのみである(たとえば、ПК. 1602-1603. с. 176 のマラーエフの例)。七〇―八〇年代については相当数の文書が残っている(И. П. Ермолаев. Казанский край во второй половине XVI-XVII вв. (Хронологический перечень Документов), No. 102, 109, 115 и др.)。

(130) 前述九三頁また注(61)を参照。また ПСРЛ. т. XIII. с. 287, 298, 313 и др.; РК. 1475. с. 155, 170 сл. さらに軍事史家チェルノフによれば、一五六三年のポロックの攻城軍(六〇、〇〇〇人)のうち、タタール人とモルドヴァ人兵が八%を占めていたという(А. В. Чернов, Вооруженные силы русского государства в XV-XVII вв. М., 1954, с. 95)。また一五七九年のポーランド王ステファン・バトーリ軍の侵入の際に出撃したロシア軍の四分の一(六、〇〇〇人)がタタール人であったという(Р. Г.

Скрынников, Россия после опричнины, Очерки политической и социальной истории. Л. 1975, с. 45 сл.)。

(131) РК. 1559. с. 259 に、対スウーデン戦に進発する軍中に「グリゴーリー・ミクーリン摩下のチェレミス人とモルドヴァ人」という表現がみえる(一五九〇年の項)。

(132) The Russian Empire and Grand Duchy of Muscovy, A 17th-Century French Account by J. Margeret. Translated and Edited by Ch. S. L. Dunning, Pittsburgh, 1983. p. 47

(133) Ермолаев, Указ. соч., с. 67-68.

(134) 旧カザン・ハン国におけるヤサークのこのような意味については、В. Д. Димитриев, О ясачном обложении в среднем Поволжье, ВИ, 1956-12, с. 107-115; его же, К вопросу о ясаке в среднем Поволжье. УЗЧувНИИ, 1958, вып. XVI, с. 278-293 を参照。

(135) たとえばШ・Ф・ムハメジャーロフによれば、キプチャク・ハン国やカザン・ハン国などその継承国家で、ヤサークを支払ったのは、被支配民族だけであり、従ってカザン・ハン国の場合は、ウドムルト(ヴォチャク)、マリ(チェレミス)、モルドヴァ、チュヴァシ人のみであって、タタール人農民は別種の貢租を課されていたという。(Ш. Ф. Мухамедьяров, К вопросу о положении крестьянства в Казанском ханстве, УЗКГУ, 122-2 (1962), с. 143-161.)これに対し前掲ディミトリエフ論文(Димитриев, О ясачном обложении, с. 108)はタタール人の一部もヤサークを支払ったと考えている。

(136) Димитриев, О ясачном обложении, с. 109 сл.

(137) Димитриев, Политика царского правительства. с. 4 は、カザン・ハン国の生産力水準が、ロシアのそれとほぼ同じ高さにあり、経済の性格もロシア中央部のそれとほぼ同じで、農耕が中心であったと主張する。

(138) Черышев, Татарская деревня. с. 176; Ермолаев, Указ. соч., с. 67.

(139) ПК. 1602-1603, с. 197-198.

(140) Kappeler, op. cit., SS. 84-85.

(141) 本稿注(81)を参照。

(142) Димитриев, Документы, с. 136.

(143) Там же.

(144) Покровский, К истории Казанских мо. стырей, Приложение, с. I-XXV.

(145) たとえばСИРИО, т. 59, с. 437, 452, 500, 519

(146) 「イヴァン雷帝がクールプスキー公に宛てた第二の書簡」(一五七七年)のなかでは次のように記されている。「われら全ルーシの、ウラジーミル、モスクワ、ノヴゴロドの大君またツァーリにして大公、カザンのツァーリ、アストラハンのツァーリ、プスコフの君主、スモレンスク、トヴェーリ、ユ

ゴル、ペルミ、ヴャトカ、ボルガル……の大公……」すなわちカザン、アストラハン・ハン国はツァーリの称号のなかで第四、第五番目の地位を占めている。これは両ハン国の重要性を示すと同時に逆に言えば、最重要のものではなかったことをも示している。拙訳「イヴァン雷帝とクールブスキー公の往復書簡試訳」(三)、『人文研究』(小樽商大)、第七四輯(一九八七年)、五五頁。同じことは外交文書におけるツァーリの称号についても言える。たとえば、СИРИО., т. 59, с. 370, 478(いずれも対リトアニア関係文書。ただし前者についてはアストラハンへの言及なし。)もっともモスクワ政府が対リトアニア・ポーランド関係において、しばしばカザン・アストラハンの併合に言及し、それによって雷帝の「ツァーリ」の称号を正当化しようとしていることは事実である。(Там же, с. 476, 479, 488, 499-500 и др.)。

(147) たとえば、M. Cherniavsky, "Khan or Basileus: An Aspect of Russian Mediaeval Political Theory", Journal of the History of Ideas. XX-4 (1959), p. 473

(148) この問題については、やしあたり Kappeler, "Die Geschichte der Völker", SS. 227f.; Lazzerini, "Tatar-ovedenie", pp. 628-630; Алишев, Указ. соч., с. 8-21 やらには豊川「ロシア国家による地方の併合……」一七七—一八一頁を参照。

(149) ツァーリ・フョードルの一五九三年七月一八日のカザン府主教ゲルモゲンへの勅令には、カザンのタタール人村におけるムスリムの宗教活動の活発化と複数のモスクの存在(おそらく併合後初めてこの頃に建立された)について指摘がみられる(ААЭ., т. I, No. 358, с. 438; Pelenski, op. cit., pp. 269-275)。

略語表

ААЭ —— Акты Археографической экспедиции, Т. 1-4. СПб., 1836

АЕ —— Археографический ежегодник

АИ —— Акты исторические. Т. 1-5. СПб., 1841-1842

ВАИЧ —— Вопросы аграрной истории Чувашии.

ВИ —— Вопросы Истории

ДАИ —— Дополнения к Актам историческим. Т. 1-12. СПб., 1846-1872.

ИОАИЭ —— Известия Общества археологии, истории и этнографии при Казанском университете

МИА —— Материалы и исследования по археологии СССР

ПК. 1612–1603. —— Писцовая книга Казанского уезда 1602–1603 гг., Сост. Р. Н. Степанов. Под науч. ред. И. П. Ермолаева и М. А. Усманова, Казань, 1978.

ПСРЛ —— Полное собрание русских летописей

РИБ —— Русская историческая библиотека, Т. 1–39, СПб., 1872–1927.

РК. 1475. —— Разрядная книга 1475–1598 гг. Подг. текста, вводная статья и ред. В. И. Буганова. М., 1966.

РК. 1559. —— Разряная книга 1559–1605 гг. Сост. Л. Ф. Кузьмина. Отв. ред. В. И. Буданов, М., 1974

СА —— Советская археология

СИРИО —— Сборник Императорскаго русскаго историческаго общества. Т. 1–148. СПб. –Пг., 1867–1916.

УЗКГПИ —— Ученые записки Казанского государственного педагогического института

УЗКГУ —— Ученые записки Казанского государственного университета

УЗЧувНИИ —— Ученые записки Научно-исследовательского института при Совете Министров Чувашской АССР.

ЧОИДР —— Чтения в Обществе истории и древностей Российских при Московском университете

CMRS —— Cahiers du monde russe et soviêtique

CSP —— Canadian Slavonic Papers

CSS —— Canadian-American Slavic Studies

FOG —— Forschungen zur osteuropäischen Geschichte

JbfGO —— Jahrbücher für Geschichte Osteuropas

SR —— Slavic Review

ZfRGG —— Zeitschrift für Religions-und Geistesgeschichte

北大文学部紀要